

令和4年度各会計決算審査特別委員会（第2日目）

- ◎ 招集年月日 令和5年9月27日（水）
◎ 招集の場所 知内町役場 議場
◎ 開会日時 令和5年9月27日（水） 午前 9時30分
◎ 閉会日時 令和5年9月27日（水） 午後 3時53分

◎ 出席委員

1番	成澤五郎	6番	吉田峰一
2番	笠松悦子	7番	五十嵐捷爾
4番	城地秀樹	8番	木村一
5番	山田顕人	9番	谷口康之

- ◎ 欠席委員 3番 松井盛泰

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫	税務係長	佐藤雅明
副町長	大野樹	戸籍住民係長	小林雪絵
総務課長	森永茂	福祉医療係長	上村定子
生活福祉課長	高田正志	保険係長	石田由美子
保健センター長	(高田正志)	健康推進係長	佐藤書子
地域包括支援センター長	笠松さおり	包括支援係長	吉田太郎
税務会計課長	佐藤辰治	農業振興係長	筒井俊介
産業振興課長	南一貴	水産振興係長	沖津優也
産業振興課参事	西野俊一	産業担い手対策推進係長	(沖津優也)
政策調整課長	三原知明	林業振興係長	小林亮
建設水道課長	澤田浩一	商工観光係長	高橋秀平
建設水道課主幹	牧野覚	管理係長	佐藤和人
教育長	堂下則昭	土木係長	堂守真豪
教育委員会事務局長	長谷川将之	管財係長	東出亮二
スポーツセンター長	(長谷川将之)	上下水道技術係長	牧野覚
知内高校学校事務長	南和敏	上下水道事務係長	保大木翔
学校給食センター長	(長谷川将之)	学校教育係長	帰山亮一
代表監査委員	西内貞治	社会教育係長	堂前哲也
総務係長	赤松拓也	文化財係長	竹田聡
財政係長	帰山淳一	スポーツ振興係長	上野英孝
政策広報係長	大谷晃介		

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 上野真吾
議事係 高田貴明

令和4年度決算審査特別委員会議事日程

(第2号)

令和5年9月27日(水) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1	認定第 1 号	令和4年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
第 2	認定第 2 号	令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 3	認定第 3 号	令和4年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 4	認定第 4 号	令和4年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 5	認定第 5 号	令和4年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 6	認定第 6 号	令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 7	認定第 7 号	令和4年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 委員長(谷口康之)

皆さん、おはようございます。

只今の出席委員数は、8人です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

昨日に引き続き、決算審査を進めて参ります。

● 認定第1号 令和4年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長(谷口康之)

日程第1、認定第1号、『令和4年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

昨日で主要施策・事業等の説明が終わっております。

質疑については、最初に総務課、政策調整課、税務会計課の順に行います。

1 款議会費、2 款総務費の3 項戸籍住民登録費を除く総務費、9 款消防費、1 2 款公債費、1 3 款職員等給与費、1 4 款予備費です。

最初に総務課関係の質疑を行います。

主要施策・事業等説明資料については、1 ページ及び1 5 ページになります。

質疑はありませんか。

2番、笠松委員。

◎ 2 番 (笠松悦子)

ここで質問して良いのかどうか分からないんですけども、これには載ってないことなんですけども、委員長さん取り上げて頂けますでしょうか。よろしいですか。

◎ 委員長 (谷口康之)

どうぞ。

◎ 2 番 (笠松悦子)

防災関連の事なんですけども、名前が定かではなかったんですけど、その防災委員会の中に女性委員さんてどの位入ってらっしゃるのかなと思って、まずそれからお尋ねしたいと思います。

◎ 委員長 (谷口康之)

総務係長。

◎ 総務係長 (赤松拓也)

ご説明致します。知内町防災会議ですけども、構成としては各団体の代表者、団体の長、知内町防災会議の構成員としておりまして、男女を意識しているものではございません。令和4年度につきましては、女性委員はゼロ人ってことでした。以上です。

◎ 委員長 (谷口康之)

2番、笠松委員。

◎ 2 番 (笠松悦子)

先日の道新にも出てましたけれども、この近隣町村も渡島管内とかの全道の確か出てたんだと思うんですけど、ゼロという所がこの近隣では沢山ありました。私今交通安全で立っている時にも女性の人達から、よく言われているんですけども、先日もお祭りの練習の時とかも女性の仲間から言われたんですけども、同じ事に興味を持ってまして東日本大震災の時に、やっぱり女性目線の避難所の設置を考えていかなきゃないんでないかって、テレビでもやってたんですよ。実はその時にあったのが性暴力もあったこともあったし、1番悩んだのは、家庭でおむつをしている大人の方を介護している家庭があってその時にみんなの前でオムツを取り替えなきゃなかったんです。その皆さんが理解して下さる方ばかりであればいいんですけども、何となく舌打ちされたりとか、臭いとか、そればかりでなく、やってもらってる人は、認知だけじゃ無く、動けなくておむつをかつている方もいらっしゃったみたいで、凄く人間として尊厳が傷ついたんですって、そういう事などを考えられるのは男の人も考えられるでしょうけど、特に女性のね、女性の気配り、細やかな気配りの中の意見も必要でないかかって、知内はどうなってるのって言われて、この間の新聞知内もゼロだったよねって、女性会の方って入っていなかったんでしょうか。

◎ 委員長 (谷口康之)

総務係長。

◎ 総務係長 (赤松拓也)

ご説明致します。女性団体連絡協議会、知内町内にございますけども、今回知内の防災会議の構成員としては入っておりませんが、町内会連合会の会長が委員として入っておりまして、それは各町内会各地区の防災会議の上部団体でもございますので、各地区の意見も取り上げて頂く事が出来ますし、防災会議の中でそういった意見を計画の中に反映するという事は可能です。また令和4年度には、防災に関する研修会を町内会連合会主催で行いまして

各地域から3名程度、その中には女性も勿論おりましたし、防災を学んで頂いて避難の運営とかも積極的に関わって頂くということで、男女かかわらずその研修会に出ております。

また、日頃の女性団体連絡協議会の話でも女性失点の避難所の運営の方法とか、そういったご意見を頂く事としてますし、最近ではさっき仰っていた紙おむつも各避難所に用意した方が良いという考えもございますので、そちらも進めていきたいと思っております。また、知内町の保健師からも意見を頂いて防災計画に反映していきたいと考えております。

◎ 委員長（谷口康之）

2番、笠松委員。

◎ 2番（笠松悦子）

はい、分かりました。ほんとに知内町はこれから前進するということで、今日聞いている方も何人かいらっしゃいますので、安心してくれると思います。やっぱり男性女性って言っちゃいけない時代だと言いますけれども、そこまでおむつ替えた事経験がある人じゃなきゃ分からない事もありますし、子育てしたこと経験なきゃ分からない事もありますので、この町全体として共に生きる、障害者を抱えてるご家庭もありますし、あっちゃいけない事なんですけれども、そういうことに対して大きい町小さい町関係ないと思うんです。そういう事にたけた町として進んでもらいたいなと思います。よろしくお願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

町長どうぞ。

◎ 町長（西山和夫）

防災会議にメンバーの一人として女性を取込むという、これも大切な1つだと思っておりますけれども、ただいざという時の災害でそれぞれの避難場所あります。そこに女性のそうしたサポートする方々を如何に配置してきめやかな配備に受入体制というか、避難へのサポートが出来るかというそういう体制での強化というのは、自分達も組長の防災会議の中で随分言われていることなので、その辺は、これからまた防災官とちょっと協議をしながら、ぜひそれぞれの避難場所に何十箇所もある避難場所ですけども、特定された被害であれば職員の送り込みまた社協と連携して社協の係を送り混むだとか、そういう体制がとれるだろうと思っておりますので、ぜひその辺は強化させて頂きたいと思っております。

◎ 委員長（谷口康之）

私の方からちょっと言い忘れたものですから、言わせて貰います。

質疑については、歳入歳出決算書並びに事業所実績報告書、主要施策・事業等の説明資料等、まず、資料名を言って頂きまして、次にページ数を示した上で質疑されるようお願い致します。言い忘れて申し訳ございませんでした。

それでは、質疑ございませんでしょうか。

5番、山田委員。

◎ 5番（山田顕人）

決算書の72ページです。昨日の監査委員の審査結果の中で、ちょっと質問させてもらったんですけども、地方自治法の規定に触れているということで、総務のシステム改修の部分で、委託料の中に入っているのかなと、私は思っているんですけども、款別の流用で行っていたのが不適切だったという昨日の説明だったと思いますんですけども、全協でも説明されていて私共も分かっているんですけども、町民の皆さんは分かっていないので本会議でも少し説明してもらえればとなというふうに思います。何故その流用をしなければならなかったのかと

いうところの経緯をもう一度お願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

私の方から説明致します。今回流用した原因につきましては、昨日もちょっとお話しましたけれども、令和4年度予算においてマイナンバーにかかる住民記録システム業務の委託が年の中途で国からの指示により、必要となったものであります。当時、担当職員は国からの強い指導によりまして、マイナンバーの交付率向上の為、夜間土日に受付事務を取り組んでおりまして、マイナンバーの復旧率が渡島管内で下から2番目だったんですね。それが1年間取り組んで上から2番目まで上昇しているということで、そちらの方に一生懸命取り組んでいたということがありましてですね、それで国からのマイナンバーのシステム改修については、国の予算で配当できるということであったんですけども、失念して本来であれば補正予算を組むというのが当然のルールでありますので、それを失念したということで今回流用に至ったということであります。

今後の対応につきましてはですね、全職員にこの事案につきまして周知致しまして、各課担当課で情報を共有し、尚、予算管理、事務事業の内容を整理した上で、財政係でも最終的なチェックをするということを今後やっていきたいということで考えております。以上でございます。

◎ 委員長（谷口康之）

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

全協の時にも少し言わせてもらったんですけども、1人の職員が予算を通さずに業務を遂行したという事だと思ってしまうんですけども、職員1人がですね、契約を一人で行ってシステム改修を業者さんの担当の方とメールで夜間にやり取りしながらという形だと思ってしまうんですけども、まず1人で契約するという行為もやはりそこも問題なのかなと。

それとシステム改修している最中、恐らくシステム停止してると思うんですけども、その辺りを誰も気付けなかったのかという疑問と、その辺りがどうなのかなという部分がありました。

それと今言われたとおり全協の中ではですね、5月の中くらいに業者さんから請求書がきて、それでようやく気付いたということで、その後に本人あとは幹部の方達ですよね、上層部の人達と協議して予算の運用したということになっております。その運用した時点では皆さんで多分相談したということで、職員1人の責任ではないのかなとこういうふうに思うんですけども、そのあたり3点程ちょっとよろしくお願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

3点記憶して、もし発言ミスがあったらお許し下さい。まずこの案件に関しては、当時5月ということもありましたので、それで予算の関係もありましたので、いろいろ集まった中で最終的には予備費だとかいろいろ考え方出て来たんですけど、流用でいけるだろうという判断をしてしまったというのは我々の本当の責任で深く心からお詫び申しあげたいと思います。

それともう1点は、この事業本来であれば、補正でそれぞれマイナンバーカードのシステム改善などで、いろいろ情報はあった中で、何故課の中で失念してしまったのか、これを本来起こすべき予算だということは、多分皆さんの中では承知していたんだろうと思いますけれども、ただ流れの中で本来であれば、その担当からそれぞれ起案を受けて最終的に町長印を押して契約だとかそういう行程になるんですけども、全て課長の印までは、全て自分で処理せずに最終的には町長印で契約をしてしまったという経緯あります。これに関しては、担当の認識不足というかその辺は否めないだろうと思っています。ただ全体の事で考えれば、本来は課でやはりそういう案件があるよという事は認識して計画的に1年の中で、こういう案件がそれぞれ予算を通して事業実行しなければならぬという案件は、把握するべきものだと思っていますので、自分も、そういう面では係への配慮も欠けたんだろうと思っています。ただやっぱり最終的には、その係のやってしまったということは、大きい。まして経験年数それなりにありますので、その中で実行してしまったというのは、我々とすればちょっと以外だったのかな。ただ最終的に町長印を押してしまった、町長印で何処に有るんだという最後確認して総務課あります。そして水道事業管理者になってますので、水道の方でも持ってます。もう1つは生活の方にも町長印が有ったということで3つあります。それぞれそれを今全ての課長が持って管理をするということに替えさせて頂いて、そういう事業的なものは課の中で逐一話しあって、今31システム戸籍の方で改修する26を国がやろうとして、どんどんどんどんくる訳ですからその一貫ですから、これは把握しなければならない案件だったと認識していますので、その辺は我々もその予算の措置だけじゃなくて、課としてのミスを起こさないようなそれぞれチームとしてそれぞれ把握していくべきだっただろうという認識の甘さにちょっと反省をしているところであります。

◎ 委員長（谷口康之）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

作業の関係ですけども、システムの改修については、当然業者さんが入ってきて動かす訳ですから、その時点で本来気がつかなければならないということになると思うんですけども、いろんな事で業者さんが入ってきて戸籍のシステムの改修もあった、それからマイナンバーのシステムの更新もあったというようなことで、その時点で気が付いてもらえれば、補正予算の対応が出来たんですけども、それが確認できなかったということで処理されたという事案であります。当然、管理職、係長という責任の中でですね、事業を完結して頂くというのが本来の姿でありますけれども、担当者からの相談がなかったということであつたんですけども、勿論担当者が1番責任が重いわけですけども、管理職含めてですね、嚴重注意をした所であります。以上であります。

◎ 委員長（谷口康之）

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

先程、副町長からもね、今後の対応をということで全職員が周知して各課でチェックしていくという形でやられていくと思うので、再発防止もその辺りでしっかりやって頂いて、今後このような事の無いようにお願い致します。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

この件に関してほんとに町民の皆さんはじめ多く皆さん、議会はじめご迷惑をかけた事深くお詫び申し上げます。

◎ 委員長 (谷口康之)

10番、伊藤委員。

◎ 10番 (伊藤政博)

全協以外でこの件説明受けておりますので、総括的のところでお話をしようかと思ったんですが、今5番議員からもありましたので、関連でお尋ねします。まず、実績報告書の中にですね、マイナンバーカードのシステム改修の件、載っていないような気がするんですが、いったい事業費としては決算の事業費といくらかかったんですか。

◎ 委員長 (谷口康之)

副町長。

◎ 副町長 (大野 樹)

委託費総額で262万9千円です。

◎ 委員長 (谷口康之)

10番、伊藤委員。

◎ 10番 (伊藤政博)

流用額が2,355万380円と他の財源もあるので、262万の事業は出来たんだろうと思います。いくつか5番議員から指摘がありましたけれど、いくつか問題点があるわけですね。今まで30何年議員やってきて議会の中で議会軽視だって発言は先輩議員からいくつか有りましたが、今回は議会無視ですよ。予算の無いものをそれで仕事をするということですから、全く議会に関係なくやったわけですから、決裁の議決を得ないですね、議会を無視したと、それが第1点。

それから2つ目としてやはり公印の使用の形態として自由に担当者がその気になればですね、自由に判子を押して契約まで出来ると、そういう日常の業務の体制。

それからもう1つは、このことが発覚して実際お金を払う予算的措置してませんから、何処からお金出すかということで流用したわけですけども、流用したことが項をまたいで、自治法に抵触したと、これは本人だけでなく担当上部の人方も一緒になって相談した結果だと思んですが、そういうやっぱり会計法の基本的な認識がまず欠けていたということ、この3つが問題だろうと思います。それで今後どうするかということで、いろいろと全員協議会の中で対応を考えましたけれども、まず第一に本人が失念した時に実際やらなきゃいけないこと、自分で契約書も作ってやったわけですけども、それを何故上司に報告できなかったのか、相談出来なかったのか、そこがやはり1番大きな問題で、というのは今回だけじゃないんですよ、本人の問題もですよ。今までもここ何年間の間にやはり担当職員が忘れてたり、仕事に手を付けずに自分の机の中に入れてたりして、なかなか上のものに相談できなくて外部からいろんな指摘でその事が分かるという事例が、何件もあるわけですね。その度にそういう体制は見直そうということで、いろいろと手を打ってきたんでしょうけども、それがまだ続いていると、やはり今の職場の体制がどうなのかって、やはり基本的に考えざるを得ないのかと、まずこの件が1点。それから、あとは公印の問題ですけども、これもやはり公印ですから、運用規定もあると思いますけども、その辺もきちんと皆さんに周知されてやっているのかどうか、この辺も含めて流用も含めてですね。

もう1つ全員協議会の説明もきてますけども、今、道や国の方からメールが直接担当者に来るわけですね。前は文章で来ると総務課で受けて文章の受付簿を作って、それぞれ各課に渡して、それぞれ書く方も文章の受付簿を付けてるんで、どんな通知が来ているか、ある程度皆さんにも周知出来たんですが、担当者に直接ですから担当者が忙しかったり忘れてしまうとほんとにそれで終わってしまうわけですね。そういう体制をどうしていくのか、この辺の改善も含めて全体的なもう1度町長にお伺い致します。

◎ 委員長 (谷口康之)

町長。

◎ 町長 (西山和夫)

メールの対応、これは今議長仰られるとおり総務課の担当と生活の担当、直接メールをして、1人だけ担当受けたのは、それで今言われるように案件とすれば自分のところに来て、それ忘れちゃってスルーしちゃえば事業も起こせませんし、全てが無かったことになってしまうとか、そういう対質にありました。それで今回は2名、係長とそのメールを共有するという事で、その中からその課に該当するような事業は、その課で受けて起案して実行に移すスタイルに替えさせて頂いたということ、あと職場の環境については、ちょっと自分も聞き取りしたり、いろいろ資料提供してもらうことが有るんですけども、なかなかそれが時間かかってしまうものですから、こちらから聞くというそうした場面も多々あったんで気になったので、それで課の中で以前からいろいろ案件抱えてきた所もあります。それを課の中で上手くそういうことの無いように課の中でコミュニケーションを強化したり、またそれぞれの配慮というか目配りもしてくれという事で対応を強化するようには、常々言ってきたつもりなんですけども、自分からこの需用で話して言い場面と悪い場面があるだろうと思いますので、その辺は課の中で共有して絶対引き出しにしまわないようにそれは共有してこれから実施していくということになってます。それともうひとつ公印の扱いは、先程5番議員にお話したように自分も水道は管理してますので、その公印があると認識してたんですけど、1つ生活にも有ったというのは全然分かりませんでした。それも課長が管理しているわけではなくて、水道もそうなんですけど総務課だけ課長が管理をして、いろいろある程度のルールに則って公印を最終的に使うということになっているんですけども、それらも整理しながら、これからどう公印の扱い、最終的に契約の時には町長印がいるわけですから、課長までの係の決裁が抜けたとしても町長印あれば契約行為は出来るということなので、それはその最後の砦という意識の中でやはり公印は、押す時には確認をしながら、課がまたぐのであれば、課長なり聞き取りしながら把握した上で、判を押すというスタイルに替えて頂いたということ。流用に関しては、自分も当時5月に報告を受けた時には確かに流用というのは、なかなかやってはいけない事という認識はあったんですけども、流用で出来るという、最終的にはいろいろこう予備費だとか、話は出て来たんですけども、流用の中でいこうということになったというのは自分の判断でありますので、その辺はお詫びをさせて頂きたいと思えます。そして議長言われるように議会軽視、これはやはり事業というのは基本的には起案をして事業をおこすという場合は、当初予算で整理して無ければ、補正で出して皆さんの議決を得て初めて予算を確保して事業を遂行するわけですから、ほんとに議会軽視と言われても仕方ない部分はありますし、当然自分も議員経験なんで、これはほんとに皆さんお怒りだというのは本当に承知をしております。ただ国の申請だとか全て予算的なものは整っていたということと、実行してしまっている経過考えれば相手方もいますので、その辺の対応はしな

ければならないということで、最終判断として流用の中で整理をさせて頂いたということです。本当に申し訳なく思っています。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

今、町長は、議会軽視という言葉を使いましたけど、私は議会無視だと言ってます。

◎ 町長（西山和夫）

すみません。

◎ 10番（伊藤政博）

ほんとにね、まず基本的に予算の無いところに事業はないわけですから、この回がまず第一の大きな問題ですけども、本人が失念にして、それを上に報告出来なかったということがそれを相談出来なかったということが、町全体としての取組み、これからどうするかが大きな課題だと思ってます。昔って言って良いんですかね、やはり課の中で飲み会などやってコミュニケーションとるという時代がありましたけれども、今はもうその時代じゃなくなりました。多分声をかけても飲みに行こうという職員も若い職員も居なくなったと思うんですね。その中でどうやってコミュニケーションをとっていくかということ。今の仕事のやり方ですと、前から伺っていると課長も係長も係もそれぞれみんな仕事を抱えて、お互いに何をやっているか分からないという話を良く聞きます。少なくとも係長、課長は部下のやっている仕事の中身を把握してなきゃならないわけなんですけども、今そういうことも出来ないような忙しさなんだろうと思うんですね。それぞれ課長も係長も。なかなかうまくやってるところもあるんだろうと思いますけども、それぞれの職員の能力もありますから、全て全部職員が抱えてやれる訳でもありませんし、やはり上司の経験を生かしながら仕事をするというのが本来の在り方だと思いますので、やはりもう1度そういうシステムを作っていくと。ただそうしましょうでなくて、なんかシステムとしてそういうやり方、今後考えていく必要があるんじゃないかと。今、担当制ですけども、グループ制みたいな形で何人かで仕事をするというような、そういうことも考える必要もあると思いますし、或いはなかなか難しいとは思いますが、来たメールをみんなが見れるようなシステムってなかなか出来ないかもしれませんが、何かそういうものを作り上げながらですね、上司が部下のやっている仕事をきちんとチェック出来る体制を作るべきだろうと思いますけど、何かお考えあればお知らせ下さい。

◎ 委員長（谷口康之）

町長。

◎ 町長（西山和夫）

なかなか難しい課題であります。自分も来た時には、それぞれ人事異動ありますので、それぞれ違う部署に行けば前任者から聞き取りなり、引き継ぎあるわけですけども、それ以外でやはりどんどんどん初めの経験であれば、それ以上聞きたいけれども、なかなか相手も異動してその場所でまた自分の仕事をこなすというのがメインになってしまうので、なかなか相談時間が作れなくなって最終的には孤立してしまうという場面もありました。ただそれではいけないということで、ある程度課の中で回すというか、それぞれ介護でも国保でもやっていることは全く別なんで同じ課でもね。そういう中でなんとか相談を全て出来るような感じで経験してもらおうということをやっているんですけども、なかなかやっぱり職員に

すれば、そこでの担当だけではなくて、やはり他でスキルを上げたいということもありますので、どうしても異動っていうのは、それぞれ必要になってくる。

じゃあどうするかっていう話なんですけども、なかなかそこっていうのは、初任者研修やいろいろ研修がある中で、じゃあ賄いきれるかということになれば、難しい問題。1番はやっぱりなんと言っても自分を自分の恥だと思わず、分からなかったら誰にでも経験者に聞く、その課だけではなくてあっちこっち聞いて歩くっていうのが、1つの私はコミュニケーションのとり方だと思ってますし、1つの役場での組織として信頼関係を結ぶべきだと思っているんですけども、なかなか今先程議長が言うようにコロナの中で、なかなかコミュニケーションが出来なかったという事もありますし、それぞれのパソコンの中で業務をやっているものですから、なかなかそこまで入り込めないという部分はありますし、手伝えないっていうこともありますので、なかなか難しい課題だなと思ってます。今回税務でもちょっと休んで仕事に追われた中で、その穴を誰が埋めるってことで前任者いたんですけども、それをサポートで回すということでそこは切り抜けた経緯もありますし、ほんとになんか良いアイデアっていう自分の中ではまだこれだっていうものは見つかっておりません。是非内部でもいろいろ議論をしてこれからほんとにそうした案件については、それぞれの課の中で相談しながら、また目配りしながら、そして「年間行事としてこういう事業今年はありますよ」ということでそれを全員が共有してどうなっているんだろうね、業者入れば当然なんの仕事をしてるかっていうことは気になりますので、その業者が入った段階で今なんの仕事をしているのか、戸籍システムなのか、それともマイナンバーの仕事なのか、いろいろ聞けばまたそこで発見出来る部分もありますので、出来れば早期に最後まで引っ張るのではなくて事業を完結してから、こういう案件になるんじゃないかと、やっぱり途中でなんとかシグナル、絶対捕まえる何かがあるんです。そこを捕まえようとするかしないかだと思っていますので、そこは捕まえるようにそれぞれ協力しながら、これからそういう体制強化をしていきたいと思っています。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

先程冒頭に申しあげましたけれども、こういう事案今まで決して無かったわけではありません。何回かありました。その都度それなりに対応してきました。そういうことでもう再発しないような体制づくりと言いながら、なかなか上手く機能していないということがあります。今町長から研修って言葉もありましたけれども、知内町の場合採用されますと特別な初任者研修は出すようですけども、その後途中の経過で、例えば係長になる、課長になる時の上司としての心構えみたいな研修ありませんって聞いてます。なかなか研修に出す暇が無い、人手が無いと部分もあるみたいです。確かに今まで財政再建の為にですね、どの町長もまず人件費を抑制しようということで、人員の削減を一生懸命やってきてかなり定数からみても少ない人数でやっているわけですね。それだけ仕事も皆さん抱えて大変だろうと思いますけれども、財政の健全化も非常に大事な問題ですけども、やはり職員みなさんに余裕を持って仕事をしてもらわないと、ギリギリやっても良いアイデアもうまれてこないし、なかなか目の前の仕事をこなすだけでですね、未来へ向けた仕事ってなかなか出来ないだろうと思うんですね。そういう意味の含めてですね、皆さんにもっと余裕を持って仕事を出来る或いは、研修に出てですね、新しい知識なり、公務員としての自覚持ってもらおうとか、そ

うということも非常に大切な事だと思いますので、そのことも含めながら検討して頂きたいと思います。重ねて言いますが、今回は本当に議会無視です。今までいろんな案件があつてですね、何か正直言って議長に相談して、この案件がある、実は漏れてたんだと、後で臨時会で対応させて頂くことも沢山あります、今まで。その度にしょうがないだろうという事で今までやってきてますけども、今回の案件は本当にそういう事もなくて、全く事業が行われた最後の始末もですよ、お金の支払いも自治法に遺憾するような支払いの仕方をしているということでもありますから、本当に二度とあつてはならない事案でありますので、是非ともこの機転を町長はじめ全職員が肝に銘じて頂きながら、もう一度システムの在り方、仕事のやり方も含めてですね、頑張ってくださいと思います。終わります。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

その他質疑ございませんでしょうか。

5番、山田委員。

◎ 5番（山田顕人）

実績報告書の11ページです。ゼロカーボンの戦略検討事業ということで、当町もゼロカーボンシティを宣言しているということもあります。今年度は一般町民の皆さんにもLEDの交換だとか、省エネ関係の機材だとか、その辺りを交換すると助成金を出すよというような流れでゼロカーボン進めてることになるんだろうと思つてます。前にもちょっとご指摘あつたと思うんですけども、二酸化炭素の排出量、知内町内どの位出ている、そして酸素を排出している森林の部分だとか二酸化炭素吸収している部分だとかその辺り、どういう測定をしているのか、試算をしているのかというその辺りの明確なところ出てくるのでしょうか。

◎ 委員長（谷口康之）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。知内町全体で二酸化炭素をどれ位出してるか、というのは環境省の方で様々な事業活動の統計があつてですね、それをベースにしますと年間3万9千二酸化炭素トンという推計になります。一方で吸収もある訳です。森林吸収ですけども、それも幾つかの計算手法が示されておりますが、それに当てはめて計算しますと年間2万1千二酸化炭素トンという数字を抑えております。

◎ 委員長（谷口康之）

5番、山田委員。

◎ 5番（山田顕人）

ていうことは、二酸化炭素を吸収して酸素を出している部分、そのあたりでいくと二酸化炭素の量がやっぱり吸収されていないということになるんですね。それであれば、どんどんどんどん進めていかなきゃならないかと思つています。決算にかかわらない部分なんですよけども、この辺りはいろいろと太陽光だとか再生エネルギーの導入を進めていくにつれて今調査しているところだと思つんですけども、有意義な知内町にあつたような再生エネルギーを導入して頂ければなというふうに思つています。以上です。答弁ありません。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

関連でお尋ねします。今5番委員から排出量と吸収量のお話でした。議会でも7月頃だ

ったかな北電の方にゼロカーボン関連でお伺いして、道の担当者にも来て頂いて道の考え方も伺いました。それでだいたい私も4万トン位と認識してて、産業関係で2万トン、家庭生活上で約2.5倍、1万トン、運輸、車ですね、おおざっぱに言えばですよ、1万トン位と。そういう中でゼロカーボンにするには、じゃあ道の担当者にお伺いした時に、生活の部分でなんとか切り詰めたいと、そんなにどうするんだったら省エネの住宅だとか、高断熱、高气密の家にして、中のエネルギーの消費を非常に抑えたいと、それでかなり半分位下って意向だったと思います。

そんな事で家庭生活の中の排出量を大きく削減しようというような道の方の考え方ですが、今回令和4年で実績報告書11ページですね、ゼロカーボンの検討事業に実績と載っておりますけれども、(1)の情報収集・整理、環境調査で再エネ最大限導入計画の作成となっていますけれども、再エネを導入することによってゼロカーボンの収支にどのような影響を受けてくるのか、そして今回調べた実績として導入計画なんてどういうものが出来上がったのか、この2点をお尋ねします。

◎ 委員長 (谷口康之)

政策調整課長。

◎ 政策調整課長 (三原知明)

ご説明します。当町のゼロカーボンを実現する為に再エネ事業者を誘致するだけでは、何の効果も数字上はありませんので、それを地域でどうやって使うか、それによって地域のCO₂を削減する流れが必要になります。再エネ事業者が知内に入ってきて、その電気を例えば道内の違う市町村が使えば、そちらのCO₂が削減されたことになってしまいますので、それをどうやって使うかっていうのがポイントになるんだと思っています。

それと昨年の調査事業の中で再エネの導入計画、これはちょっと説明が足りませんでしたけれども、公共施設において例えば太陽光を一部入れるですとか、そういった時に採算性も含めて効果が有るのか無いのかっていう概略調査を実施したものです。再エネの誘致につきましては、(2)に書いてありますけれども、地域をゾーニングしてですね、これは推奨出来るエリアだとか、これは様々な法的規制があって抑制すべきエリアだとか、そういったゾーニングをしましたので、それらについては来春からスタートさせようと今進めております温暖化対策の実行計画の区域施策編で地域全体の計画をスタートさせたいと思っていますけれども、その中でこのゾーニングというのを公表してより再エネ事業所の誘致に繋げたいというふうに考えています。

◎ 委員長 (谷口康之)

10番、伊藤委員。

◎ 10番 (伊藤政博)

再エネを導入して如何に地元で使うかということが知内町全体の収支に関わっているということですが、具体的に今回の実績の中からはですね、どんな事が方向性として出て来ているのかお尋ねします。

◎ 委員長 (谷口康之)

政策調整課長。

◎ 政策調整課長 (三原知明)

ご説明します。先程の二酸化炭素の数字の話がありましたけれども、出しているのは3万9千、森林で吸収しているのが2万1千で電気ですね、現在の排出係数っていうのが非常に

高いんですね。っていうのは原子力が動いていないので、化石燃料をベースにしますので、電気による排出量あります。ただこれは2030年ですとか、最終的に2050年を目指していますけれども、その時には相当この排出係数は下がるという見込みがなされています。例えば原発が稼働すると排出量は大幅に減ります。そういった関係で9千トンくらいは稼げると、そうすると残り実質的にほんとに削減しなきゃいけないのは9千トンになってきます。その9千トンを町の事務事業ですとか、民生部門とか産業だとか、様々な部分で抑えていかなくちゃならないという大きな方向性をまず持ってます。家庭部門については、今年度からもし始めましたけれども、高効率のボイラーへの入れ替えの補助ですとか、省エネリフォームの補助ですとか、そういったことを始めてますので、それを今後も継続していきたい。あとは産業ですとか町の事務事業につきましては、先程申しあげた再エネ事業者を誘致した上でその再エネをどうやって地域に下ろしていくかっていうのが非常に大事だという、大きなお話で言いますとそういった方向性を整理しています。

◎ 10 番 (伊藤政博)

分かりました。

◎ 委員長 (谷口康之)

よろしいですか。

あと質疑ございませんか。

ないですか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようなので、これで総務課関係の質疑を終わります。

次に政策調整課関係の質疑を行います。

主要施策・事業等説明資料については、1ページから3ページになります。

質疑ございませんでしょうか。

ございませんか。

ないですか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようなので、これで政策調整課関係の質疑を終わります。

次に税務会計課関係の質疑を行います。

主要施策・事業等説明資料については、3ページになります。

質疑ございませんでしょうか。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようなので、これで税務会計課関係の質疑を終わります。

ここで説明員を入れ替えますので、少々時間を頂きます。

次に生活福祉課関係の質疑を行います。2款総務費の3項戸籍住民登録費、3款民生費、4款衛生費。主要施策・事業等説明資料については、3ページから6ページになりますので、質疑ございませんでしょうか。

質疑ございませんでしょうか。

10番、伊藤委員。

◎ 10 番 (伊藤政博)

実績報告書の35ページ、令和4年の人口の社会増の部分。例年90人前後、100人前

後も中には200人つてのもありますけれども、ちょっと182人と多くの転入があったんですが、その要因は何だったのかお尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

戸籍住民係長。

◎ 戸籍住民係長（小林雪絵）

ご説明致します。令和3年度までにおきましては、コロナの関係で入国制限等があったため外国人の技能実習生の転入が3年度は減っています。殆どいない状態でした4年度におきまして入国制限が解除されて事により、外国人の技能実習生の転入が約60名増えたことが大きな要因となっています。その他にはあすなるの施設ですね、保健センター裏の方に出来たあすなる施設の方の転入者、あとは他町から施設入所者、単身世帯ではなく世帯全員での転入者が増えているという状況になります。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

ありがとうございます。本当は産業振興課で聞けば良いんですけども、住民の人口のことですから、ちょっとお尋ねしたいんですけども、産業振興課になるんですけども、担い手センターほぼ満床です。それで新規就農ですね、どの位ずつ知内に転入してきているのか、戸籍の方分からないと思いますけども、もし産業課長分かったら、或いは担い手担当の方、ちょっとその辺も含めて。

◎ 委員長（谷口康之）

産業振興課長

◎産業振興課長（南 一貴）

今現在で新規就農の関連で転入者数については9名となっております。

◎ 委員長（谷口康之）

質疑ございませんでしょうか。

2番、笠松委員。

◎ 2番（笠松悦子）

すみません。事業実績報告書の49ページに関連してお尋ねしたいんですけども、介護予防の為にいろいろと教室を開いておられますけれども、この時って確かコロナ関係の年だったので、前はよく小学校とか中学校とかに行って介護の講演って言ったらおかしいけど、教室とかをやっていた事があったような気がするんです。その時期に確か小学生がここじゃないんですけど、小学生が認知症の方を見つけて報告したりとか、よくいろんな所で報道されてたような気がしてます。ここでも今はやっていないんですけども、今後やるような予定はあるんでしょうか。

実はね、それを思ったのは先日道新の朝刊の一面に、今介護施設で介護職員もぐっと減っている、この人口減なのでいろんな産業からも人が減っているというのが謳われておりますね。盛んに言われています。この深刻していることを今後益々高齢化が進む中で、どう抑えていくか、どう補っていくかという中の1つに介護職員のなり手を増やす事がとっても大事と言われてます。てことは、小中学生が介護について学ぶ機会を設けて介護ということに関心を持ってもらうことが1番の先手だということをお大学の先生が仰っていたということにかかれておりました。今この現在核家族が増えていまして、なかなかお年寄りと一緒に暮ら

している子ども達が少なく、この町ですらなってますよね。年齢が高くなっていった時にどういう変化がお年寄りにあらわれるかということ子ども達すら全然分かってないし、まして若い人達でも分かってないと思うんですよね。今いろんな所で例えば雪かきでも何でもボランティア不足が凄く言われてますけども、そのボランティア精神を備えてもらう為にも小中学校っていうか小さい時から、そういう介護に対する心得を伝えていくことが大事だと思うんですけども、それは支援センターとか、民生課とか、保健センターのお仕事ではないんでしょうか。

今後やっていく予定がありますか。

◎ 委員長（谷口康之）

包括支援センター長。

◎ 包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明します。まずはじめに仰ってました認知症サポーターの養成講座の件だと思うんですが、昨年までの数年間スタッフの人事異動の件でしたり、あとはコロナの感染症の関係で実施が出来なかったんですが、今年度3箇所認知症サポーター養成講座を予定しています。1つが役場職員と民生委員さんが以前やってからも5、6年経ってまして委員の方入れ替えが多かったんで、民生委員さんにと、あとは金融関係の方に協力を得て3箇所今年度は実施予定になっています。来年度以降もいろんな団体を対象に継続して実施していく予定になってまして、議員さんさっき仰ったように以前は小中学校でも実施してましたので学校の方とも協力して、そちらの方も今後実施したいと思っております。

それから、次の介護職員のなり手の問題ですが、当町も介護職員のなり手、実は減少してしまっていて課題となっています。今年度高校の方のソクラテスミーティングの方に包括の方からも参加させてもらってますのと、去年とか一昨年もしおさい園の職員ですとかそういう職員も対象となっています。高校ではもしかしたらボランティア精神の育成ですとか、介護の職員になりたいっていう夢をもつのは遅いのかなというのは、私も課題に思ってますけどどの年代に働きかけたらっていうのは、今後ちょっともう少し検討しながら、働きかけを実施したいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

2番、笠松委員。

◎ 2番（笠松悦子）

やっぱり言う事って小さい内から、ましてここは私良く思うんですけどもね、あすなる福祉会の方をせっかく誘致して、こもれば温泉なりパン屋さんなりで住民の方と接する機会がありますのでね、そういう方々への理解度の高い住民になっていくためにも色々な所で知識なりそういう経験なりを住民の方に働きかけるのもそういう機会を作るのも、やっぱりこういう機関だと思いますので、公的機関だと思いますので、今職員が足りないとは思ってますよね、いろんな課にしても何にしても、その中で大変でしょうけれども、さっきの総務課の中で話も出ましたけれど、財政も大変ですけども住民に対するサービス向上っていうのが、この町から離れたくないって、一生ここで暮らしたいと思えるような町にする為には、人口減も抑えられますし、いろんな事業で頑張ってもらいたいと思います。

ありがとうございます。

◎ 委員長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

いろいろコロナで疲弊していて、なかなか事業的にも実行出来なかった部分多々ありますし、今いろんなあすなろ福祉会の方だけではなくて、いろいろ外国人実習生の方もおります。そうした方々とどうこの町の良さを知って頂くかっていう取組みというのは、やっぱり交流以外には無いだろうなと思ってます。確かにいろんな事業の中で、それぞれコミュニケーションがとれているだろうけども、町全体の取組みとしてどうなのかと言えば、なかなか今までかけていた部分っていうのは、多々あると思いますので、そういう面でのコミュニケーションをとりながらこの良さを知って頂いて、また外部に発信して頂いてここで働けば、この環境っていうのは素晴らしいんだよというアピールもして頂けるのかなと思ってますので、是非そういう繋がりというのは大切にしながら、またその繋がりを作る為に行政としてどういうことが可能なのか、それもちょっと探求したいと思いますので、よろしくお願ひします。

◎ 委員 長（谷口康之）

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

実績報告書の48ページです。湯の里診療所の利用状況ということで、令和2年度から見るとですね、令和3年、令和4年でガクンと落ちてるんですね。ワクチンは別としてね。この辺りの利用者が少なくなった要因で、まず何なんでしょうか。

◎ 委員 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

ご説明致します。令和2年度につきましては、以前湯の里診療所の田村先生がいらしたんですけれども、その先生を頼りに来ている患者さんが多数おありまして、その先生が結果的にこちらの町から戻って函館の別の病院に先生がお願いすることになったんですけれども、それがきっかけの1つかと思うんですけれども、それで患者数が減ったというところもございます。

◎ 委員 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

なかなか難しい案件だろうと思いますけれども、ただ確かに医者交代あって信頼関係っていうのは長年勤めて頂いた前任者おられます。その方はいろいろ町民とのコミュニケーションもとれていたし、信頼の厚い方でしたので、そういう面では多くの患者が長年の信頼関係の中で付いていったということもあるでしょうけども、今回変わって間もないということもありますんで、信頼関係がまた生まれればどンドンどンドンそこも受診してくれる患者数も多くなってくるだろうと思ってますんで、そこは期待しております。

◎ 委員 長（谷口康之）

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

田村先生が違う病院に行かれたんですかね。ちょっともったいないような感じではあるんですけれども、委託している病院は亀田病院さんって形なんですよね。先生が来られているのは。先生もいろいろ有ると思うんですよね。人気のある先生、人気の無い先生っていうのもあると思いますんでね、その辺の何か要望みたいなものも出せたら良いのかなというふう

には思うんですけども、そのあたりはどうなのでしょう。町から委託している部分が有ると思うので、ちょっとこの先生が良いですよねということも言えるものなのかどうか、お知らせ願います。

◎ 委員長（谷口康之）

町長。

◎ 副町長（大野 樹）

私の方から説明しますが、今の先生については2年近くなりますけれども、今までは月に2回しか来て頂けなかったということが、今毎週金曜日の午後からと土曜日の午前中ということで、やって頂いていますので、回数が相当増えてます。ですから今の先生については少しずつですけども、患者さんが増えてきている新患のですね、増えてきている状況にもありますのでその辺もう少し時間をかけて頂ければということで見守っていきたいということで考えております。

◎ 5 番（山田顕人）

分かりました。

◎ 委員長（谷口康之）

あとございませんか。

6番、吉田委員。

◎ 6 番（吉田峰一）

6番吉田です。実績書の45ページでございましてけれども、3番目の欠損処分件数ということで、この表を見ますと単価の千というのこれで良いんですか。金額でいうと滞納になっている要するに時効になったものについては8,680万円ということで、それは多分間違いだと思うんですね。ただその理由の中に欠損の理由について、本人の死亡から2年が経過し、保険料の徴収が権利が時効になります。当り前のことです。時効になる前、死亡する前、死んだものから保険料をもらえる訳ないでしょ。ですから、生存中に滞納になってたという事なんですね。何故それを徴収出来なかったかっていう、その辺分かれば。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

ご説明致します。生存中も確か滞納のある方がいらっしゃいまして、その方々につきましては、督促もしますし、電話催告なりも行ってきております。尚且つそれでも滞納が残っている方につきましては、結果として死亡から2年で時効というふうになるわけですけども、保険料の時効はですね、介護保険も後期高齢者医療保険も2年ということで、税よりも期間が短い時効期間となっております。それで時効が完成するまでの間にですね、相続人の調査を行ったりしまして、相続人がいれば交渉して支払ってもらうという対応をしております。それでも完納されなかった場合に不納欠損の処理をしているところです。

◎ 委員長（谷口康之）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

ちょっと補足しますが、基本的には年金から徴収するという仕組みになってます。ですけどもこの方については、年金徴収が出来ない方でございます。ですから、この方については亡くなって相続人も不在だということの中でですね、こういう処理をさせて頂いて

いるということで、御理解を頂きたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

6番、吉田委員。

◎ 6 番（吉田峰一）

単位の方は。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

間違っておりました。円の方の訂正をお願いします。

◎ 委員長（谷口康之）

吉田委員。

◎ 6 番（吉田峰一）

8万6, 800円だということですね。

はい、わかりました。

◎ 委員長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

7番、五十嵐委員。

◎ 7 番（五十嵐捷爾）

説明資料の3ページの高齢者の屋根の雪下ろしについて、ちょっと質問したいんですけど、去年か一昨年ですね、役場に頼んだけど、夫婦でいるんで出来ない、対応にならないということで断られたって人がいたんですよ。高齢者で元気な人は雪下ろし出来る人は良いんだろうけども、何歳からの対象で一人か夫婦でいるか、そういう決まりはあるでしょうかね。それを説明して頂きたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

福祉医療係長。

◎ 福祉医療係長（上村定子）

ご説明致します。屋根の雪下ろしの助成事業につきましては、65歳以上だけの高齢者の世帯、あるいは障害者の世帯、介護サービスを受けている世帯となっております。その中でも町内に援助出来るご家族、お子さんがいる方は除外となっております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

7番、五十嵐委員。

◎ 7 番（五十嵐捷爾）

去年、一昨年だったかな近くの人で夫婦でいまして、両方調子悪いんだけど、夫婦だから駄目だってことを聞いて私実際に見にいったことあるんですよ。近くの人に下ろしてもらったことあるんですけども、夫婦でいて2人共調子悪いと対象になると思うんですけども、そういうふうに言われたってことが、ちょっと腑に落ちなくて、今日質問したんですけども。そういうことは無いんでね。

夫婦であろうと1人であろうと身障者であろうと、雪下ろし出来ない方であれば全員対象になるって事ですよね。

◎ 福祉医療係長（上村定子）

先程も申しあげましたけれども、そのご夫婦はご夫婦共65歳以上だったんでしょうか。

町内に援助出来るご家族がいらっしゃる方だったでしょうか。

◎ 7 番 (五十嵐捷爾)

いないです。

◎ 福祉医療係長 (上村定子)

通常ですと、当時の担当者がどういう判断かちょっとあれですけども、もし今後もっと調査して対応していきたいと思います。よろしくお願ひ致します。

◎ 7 番 (五十嵐捷爾)

よろしくお願ひ致します。

◎ 委員長 (谷口康之)

あと質疑ございませんでしょうか。

8番、木村委員。

◎ 8 番 (木村 一)

8番、木村。実績報告書47ページ。予防接種実施状況について小児定期予防接種で、この子宮頸がんワクチンだけ非常に接種率が低いと、報道でも副作用があるから不安があるということもあったんですけども、この辺の要因って接種率が低い要因は、どういうふうな状況でこういう数字が出てくるのか、その辺をお伺ひしたい。

◎ 委員長 (谷口康之)

健康推進係長。

◎ 健康推進係長 (佐藤書子)

ご説明致します。HPVワクチンの接種率が低いということなんですけども、ワクチンが始まったのが2013年4月です。定期接種が開始されたのが2013年4月でしたけれども、接種後身体の広い範囲で疼痛等の症状が問題となっていたので、その年の6月から積極的な接種は勧奨が控えられていました。それで、専門家会議でワクチンの安全性について特段の懸念がないということが確認されたのが2022年4月からです。そこから2022年4月から積極的勧奨が再開されました。それまでの間に本当は対象だったけれども、接種機会を逃した方に対しても接種の勧奨はしております。なんですけども、これまでの経緯があるのでやはり対象者の方保護者の方、不安だということで、なかなか接種に結びつかないというのがあるんですけども、この接種機会を逃した方の対象者が接種対象となるのが、2007年4月1日まで、間違った、ごめんなさい、間違えました。

◎ 委員長 (谷口康之)

理解できた。

◎ 8 番 (木村 一)

理解出来なかった。

◎ 委員長 (谷口康之)

佐藤さん大きい声で言って

◎ 健康推進係長 (佐藤書子)

分かりました。

始まった当初は、副反応が心配で接種を控える方が多いです。今も。それが接種者数の減少に繋がっております。以上です。

◎ 委員長 (谷口康之)

8番、木村委員。

◎ 8 番 (木村 一)

理解はできたんだども、不安要因があるから結局は子宮頸がんワクチンの接種率が低いと。その不安要因を解消するためにはどうしたら良いか、次の課題となると思いますけれども、その辺の考えはありますか。

◎ 委員長 (谷口康之)

健康推進係長。

◎ 健康推進係長 (佐藤書子)

ご説明致します。国から出されているリーフレットを各対象者に送ってはいます。その中に安全性は確認されているので、安心して接種して下さいという内容のものが記載されております。以上です。

◎ 委員長 (谷口康之)

8番、木村委員。

◎ 8 番 (木村 一)

安全性は確保されているということで、今説明を受けましたけれども、今後安全性を確保する為に例えば受診者がそれを詳しく理解した上で、今後は接種率が上がるものというふうに認識してよろしいですか。

◎ 委員長 (谷口康之)

健康推進係長。

◎ 健康推進係長 (佐藤書子)

接種率が上がるかどうかはやってみないと分かりません。

◎ 委員長 (谷口康之)

10番、伊藤委員。

◎ 10 番 (伊藤政博)

関連で、子宮頸がんワクチン、前から私も感心あってお尋ねして町の方でやって頂くことになったんですが、私の記憶だと確か中学2年生位が対象になっててやってたと思うんですね。今係長から説明あったとおりに副作用の懸念があつて積極的に勧奨しなかったということで、何年間もこの接種する人が増えたと、今回接種率の計算には何年間やらなかった人も含めて率を出しているんですね。そういう事でよろしいんですか。まず1回目の質問。

◎ 委員長 (谷口康之)

健康推進係長。

◎ 健康推進係長 (佐藤書子)

逃した方も含めてしまうと25歳とかそういう年齢にもなってしまいますので、接種勧奨対象として12から16歳の方を対象者数にしております。

◎ 委員長 (谷口康之)

10番、伊藤委員。

◎ 10 番 (伊藤政博)

分かりました。ちょっと言葉選ばなきゃならないんだけど、性体験の少ない、まずそういうことが前提になっていますから、そういう年齢で区切るだろうと思うんですが、現実今、中学2年生をまずスタートとして積極的にその辺をターゲットとしてやってらっしゃるのかどうか。あくまでも未接種の人方、今の年齢層の方にやっているのか。そういうウエイトの置き方っていうのはどうなんですか。

◎ 委員長（谷口康之）

健康推進係長。

◎ 健康推進係長（佐藤書子）

接種機会を逃した方に対しては、令和7年3月まで接種出来ることになっております。なので、その方達にも周知はしております。定期接種の対象者としては、中学1年生です。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

よろしいでしょうか。

あとございませんか。

8番、木村委員。

◎ 8 番（木村 一）

8番、木村。実績報告書46ページ。生活習慣病の各種検診状況、令和2年、3年、4年度と比較出ておりますけれども、後期高齢者の個別の習慣病の検診が、4年度になればどんと下がってくるんですけども、要因としては健康な高齢者が出来たということですか。そういう訳でもないの、これ。下がっているということは。

◎ 委員長（谷口康之）

健康推進係長。

◎ 健康推進係長（佐藤書子）

元気な高齢者は減っておりません。受診者数が減っているのは個別検診において、医療機関の方で申し込みを制限していたというのがあります。コロナによる影響かなと思います。今年度に関しては、個別に後期高齢者検診受診券を発送しておりますので、今年度は受診者数が伸びるのを期待しております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

8番、木村委員。

◎ 8 番（木村 一）

あまり俺も偉そうな事は言えないけども。生活習慣病を検診するという事は、病気の充当化を防ぐという第一で保険料の補償を抑えるという意味でもあるので、この辺はある程度大いに受診してもらおうような、啓発活動も展開していかなければならないというふうに思いますので、その辺の考え方は何かあったらお願いします。

◎ 委員長（谷口康之）

健康推進係長。

◎ 健康推進係長（佐藤書子）

今仰るとおり多くの方に、健康の為に検診を受けなければならないという、そういう意識の醸成が必要だと考えております。なので広報だとか職域関係だとか今年度に関しては、農協さんや漁協さんの協力を得て検診を受けるという必要性の啓蒙をしていきたいと思っております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

よろしいですか。

2番、笠松委員。

◎ 2 番（笠松悦子）

同じく46ページについてお尋ねしたいと思います。3番目の乳幼児検診についてなんで

すけども、この数字を見ますと、本当に殆どほぼ100%に近い、まして5歳児は100%受診率となっております。その中で例えば3歳児が1番少なくとも88.9%、9割ですよ。これからもいろいろな都合で受けられない時期を逃している方がいらっしゃるんじゃないかなって思うんですよね。そういう子ども達ってどうか、そういう方達に何らかの後に検診しますよとか検診をしているというような状況はあるんでしょうか。

◎ 委員長（谷口康之）

健康推進係長。

◎ 健康推進係長（佐藤書子）

ご説明致します。体調不良等で検診を逃してしまった場合は次の検診にご案内しております。それまでちょっと期間が空き過ぎて不安だとか、そういう方に対しては保健センターに来て頂くか、こちらで訪問して対応させて頂いております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

2番、笠松委員。

◎ 2番（笠松悦子）

ほんとに手厚い手当というかいろんな事をやって頂いてありがとうございます。この少子高齢化の中、本当に大変でしょうけれどもやっぱり子ども達は宝なので、目をかけて気配りしてやって頂きたいなと思います。ありがとうございます。

◎ 委員長（谷口康之）

質疑ございませんか。

これで生活福祉課関係の質疑を終わらせて頂きます。

ここで暫時休憩を致します。

再開は、11時05分です。

（ 休憩 午前10時50分 ）

（ 再開 午前11時05分 ）

◎ 委員長（谷口康之）

休憩を取り消し、会議を再開します。

次に産業振興課関係の質疑を行います。

5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費の4目公園管理費を除く商工費です。

主要施策・事業等説明資料については、6ページ～から9ページになりますのでよろしくお願ひ致します。

質疑ございませんでしょうか。

5番、山田委員。

◎ 5番（山田顕人）

主要施策の資料の6ページの72番、国営の土地改良償還事業の関係で、前に滞納していたものがあったと思うんですけども、その辺り延滞金も含めての話だと思うんですけれどもどうなりましたか。

◎ 委員長（谷口康之）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

ご説明致します。滞納繰越滞納分になっていた償還金の取り扱いにつきましては、事務担当の方で滞納者と折衝を繰り返しまして、先日です—one応滞納繰越分については完納となり

ました。

◎ 委員長（谷口康之）

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

ということは、本人も納得してもらったということで理解して良いのかな。今後そういう滞納は無くなるということで理解して良いのかな。

◎ 委員長（谷口康之）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

これまでの事業の経過及びまた折衝を繰り返してですね、一応その辺のですね、国営土地改良事業に対する償還金に対しての理解をして頂いたということで、今後もですね、令和5年度分については、また12月に新たな償還の納付書が発布されますが、それに対しても対応して頂けるものと思われま。

◎ 5 番（山田顕人）

分かりました。

◎ 委員長（谷口康之）

よろしいですか。

質疑ございませんでしょうか。

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

実績報告書の58ページです。先程令和4年度は、180人程人口が増えて要因が外国人研修生が60人程入ってきたということで、言われておりましたけれども、ただこの外国人技能実習生の受入助成事業の方で、活用されたのが対象者が外国人20人なんですね。差額40人程あるんですけども、そのあたりの誤差は何なんでしょうか。

◎ 委員長（谷口康之）

商工観光係長。

◎ 商工観光係長（高橋秀平）

先程の答弁でもあったとおり、全体での人数は60名以上いらっしゃるんですけども、一事業者あたりですね助成の対象の外国人の人数を3名と制限している事と、当該年度、令和4年度以前に定住されている外国人の方もいらっしゃいますので、この事業、当該年度に受入れた、令和4年度に受入れた外国人上限3名ということで、助成をさせて頂いておりますので、20名という数になっております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

この外国人実習生の受入事業なんですけども、人口に多大な貢献をしていると私は理解するんですけども、いつだか一般質問もやらせてもらいましたけれども、初期費用の15万円なんだろうけれども、これもう少し還元してやる事は出来ないんでしょうかね。町長、考え方もう一回お願いします。

◎ 委員長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

この案件については、支援全体議論をさせて頂いて、次年度に向けて拡大しようということで、ただどのポイント、強調して拡大するかというのは、まだ審議内部検討している最中ですので、次年度に向けてそれは検討している。

◎ 委員 長 (谷口康之)

5番、山田委員。

◎ 5 番 (山田顕人)

検討されているということで、期待していききたいなというふうに思います。事業者がね、努力してつれてきている形だと思うので、幾らかでも還元してもらえればなと思います。

よろしくお願ひします。

◎ 委員 長 (谷口康之)

答弁よろしいですか。

2番、笠松委員。

◎ 2 番 (笠松悦子)

事業実績報告書の62ページ全般について、ちょっとお尋ねしたいと思います。産業担い手対策事業実績で謳われてほんとに1年間いろんな事をやっていたらいいんですけども、よく人を呼び込みにいきますよね。その中での知内町に対する相手方の感触ってどうでしょうか。

◎ 委員 長 (谷口康之)

産業担い手対策推進係長。

◎ 産業担い手対策推進係長 (沖津優也)

ご説明致します。現在担い手対策と致しまして、特に農業ですけれども、札幌、仙台も行っております。東京は今年行ってないんですけども、行った感触としてですね、特に札幌なんですけれども、当町の農業の受入の実績がですね。上がってきたというところで、広く知内町の担い手の受入体制がしっかりしているということが周知されてきたように担当としては、感じています。札幌の方だと特にですね、公社の方に相談に行かれる方が多いんですけども、公社経由で知内町に行ってみたらどうだいというような紹介をして頂けるようになったという点もございますので、引き続き当町の農業の担い手の受入体制の課題も洗い出しして、整えて今後も受入体制をしっかりとしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎ 委員 長 (谷口康之)

2番、笠松委員。

◎ 2 番 (笠松悦子)

ほんとに頑張っていること嬉しく思っております。担当者の意気込みも凄く大事です。その中で、来て頂いて受ける農家さんも責任を持って一生懸命やっているのですね、その繋がりも、私も預かってもうその人達は、うちの従業員としてやっているんですけども、何年経ってもそれに対する声掛けとか、担当者側の方々が良くほんとにいらして、それから町のなかでも勉強会でも何でもその人方を集めながらやっているということ、ここの実績は素晴らしいんだと思います。それともう1つお願いしたいことがせっかく高校に出向いてソクラテスマーケティングとかやっていますけれども、まして高校は地元の子も達よりも他所からきた子ども達が2/3含めていますよね。その子ども達がどうやったらこの町でたった3年間で

すけれども暮らした事が、ほんとにこの町に対する郷土愛ではないんですけど、町に対する理解度がうまれてくるか、うませて欲しいんですよ。それを今後どのような方向性として進めていこうと思っているのか、もし今思っているのであれば、それをお聞かせ下さい。

◎ 委員長（谷口康之）

産業担い手対策推進係長。

◎ 産業担い手対策推進係長（沖津優也）

ご説明致します。ただ今議員さんからご指摘ございましたけれども、平成30年以降に担い手対策連絡協議会というものを立ち上げて、知内高校へのアプローチというところでソクラテスマーケティング等を行ってきています。高校に対するアプローチとしては、平成30年からあまり大きな変化というのは、担当としてもちょっと見られないかなというふうに感じていて、マンネリ化も見受けられるかなというところで考えています。

今後ですね、部会、協議会ございますので、その中で皆さんのご意見を頂きながら、新たな取組みを考えたいということが1点と、我々としても現在町内に地域おこし協力隊と新規就農を目指している方が数名いらっしゃいますので、そういった方、町外からいらしているというところで、高校生に対して農業を志して町外からいらしたというお話を高校生にしてもらえるような機会を作っては如何かなというふうにも考えておりますので、その辺り今後新しい取組みを考えていきたいなと思っています。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

2番、笠松委員。

◎ 2番（笠松悦子）

やっぱりそれ進めて欲しいなと思います。私、協力隊員も就農目的の協力隊も勿論欲しいですよ。後継者の少なくなった高齢化になっている経営者の方が多いこの地域で、町を発信できる、他所の町を経験したなかで、ここに来てこの町の良さを見つけること、他所から来た人がね、良いところと悪いところを見つけやすいんじゃないかなと思うんです。私達みたいにずっとここにいた人にすれば、そんなにここだからいいことと違って言えますけれども、他所から見てきた人、ここはこれが良いんだって、多分見つけれる所があると思うのでね、そういう発信する人も呼んで来て欲しいなと思います。

今後ほんとにこれだけ高齢化している生産者の方々の中で、やっぱり持続する為には、やっぱり高校生も是非巻き込んでいてもらいたいと思うので、ほんとに他所からも呼んでこなきゃかい、この町の物も育て無きゃならない。まして、そういう若い人達にも意識をうえなきゃない、そういう中で担当者としては、本当に一杯一杯だと思いますけれども、また担当者の後継者も見つけながら、上司の方々はその人達をフォロー出来るような関係を持ちながら、進めて欲しいなと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

町長。

◎ 町長（西山和夫）

いろいろご提案ありがとうございます。いろいろ今進んでいる部分は、協力隊の中で外目線というお話ありましたけれども、今協力隊の中で青年部と一緒にあって新たな目線で農業経営考えようということで発信して頂いている部分もありますし、いろんな分野でほんとにそうした我々に見えないこんな素晴らしいものがある、なんで利用しないのかなという部分が多々有るんだと思います。それは全体産業含めていろいろ目線変えれば、いろいろ気

付かされる部分が多々あるのかなと思ってます。

あともう1つ地元に着るといことで、外国人実習生、活用しながら今やっているとこなんですけども、残念ながら人手不足っていうのは解消されている状況ではありません。そうした中で社宅だとか整備進んでるんですけど、空き家等を利用して頂いて空き家の数も年々少なくなっているという状況があります。それで一部事業者から、高校生これは報道にもあったんですけども、社宅整備をいろいろ電化製品だとか生活するのにいりますよね。最低限の物は全部社宅で整えて裸一貫で来れば、そこで生活出来るという環境。これは随分あちこちで見受けられますので、そうした活用も含めて知内に来れば社宅も整備されているということであれば、安心して来られる環境というのあるだろうし、いろんな面で今担当一生懸命頑張ってますけども、いろんな面で視野を広めながら全体で考えていくこともあるのかなと思ってますので、その辺これからいろいろ考えていきたい。

◎ 委員長（谷口康之）

2番、笠松委員。

◎ 2 番（笠松悦子）

ほんとに担当者も町長さんも前向きな姿勢だということ良く分かりました。もう1つお願いしたい事があるんです。うちにたまたま若い子達が集まることあるんです。その子達が二十歳済んで、その子ども達が言うのには、「出会いの場がないよな」って、そしたらたまたまポエムさんもしまっちゃいましたよね。「俺達が行きたいのはスナックとか、食べる所じゃない」って、「簡単にしゃべれるそういう喫茶店的な事が欲しいな」って言うんですよ。ポエム閉まっちゃって残念だ」って、やっぱりそういうところとかも何かやろうとしている人に何らかの応援をしながら、開いていって出会いの場が簡単には出会いは出来ないですけど、簡単に集まれる場所、そういうのを今後考えてもらいたいなと思います。一気に答弁は出来ないと思いますので、徐々に考えて下さい。

◎ 委員長（谷口康之）

答弁はよろしいですね。

あと質疑ございませんか。

7番、五十嵐委員。

◎ 7 番（五十嵐捷爾）

説明資料の9ページですね。カキニラまつりだとか、サマーカーニバルとか町でイベントをやるのに町から協力してもらって、そして準備をする人も大変だと思うんですけども、サマーカーニバルのことについて、ちょっと質問させていただきます。去年は、コロナで花火しかやりませんでしたけれども、場所が知内役場の駐車場ということで、とりあえず私はがっかりしました。町長挨拶言った時に、2、30人か40人か来た時に挨拶した記憶があります。

今年は場所が変わって、町道と河川敷を利用したんですけども、あいにくの天気ですね、次の日の花火しか無かったんですけど、町としては直接関係ないかもしれませんが、それを実行する際にあたってアドバイスとか実行委員会に、こうしたら良いんでないか、ああしたら良いんでないかというようなアドバイスをした方が良いではないのかなという気がします。私達がサマーカーニバルに携わって来た時には、必ず会議を開いて、今年どうする、ああするというのが今無いんですよ。で、やります、こういうふうにやりますといきなり来て、変更できるような状態じゃないんですよ。それじゃやっぱりつまないっていうか、なんていうかな、町民理解出来ないんじゃないかと思います。特に今年は町道でイベントや

って広場ということでやったんだけど、あいにく雨でさんざんな目にあいましたね、花火が近くでやらなきゃないって事で、会場も狭くなったんだけど、方法はいくらでも有るはずなんですよ。そういうことも含めて、そういうイベントやる時に町からのアドバイスって言えば可笑しいんだけど、皆さんと相談して関係者の実行委員会と話をして、こうしたら良いんでないか、ああしたら良いんでないかという話をしたいと思うんですけど、如何でしょうか。

◎ 委員長（谷口康之）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

ご説明致します。まずサマーカーニバル in 知内につきましては、実行委員会を中心に企画・立案・計画を立てて実際に開催しております。実際にサマーカーニバルの構成メンバーについては、ご存じかもしれませんが、産業団体中心に或いは町内の有志の方に参加して頂いております。当然町の職員もそこに入っておる中で、一応計画を立てて実践しているものですから、ちょっとすみません、町からアドバイスを頂くというのと、先程言っておられて当日の話に、当日どうこう意見言っても変更出来ないというのは、それは当然実行委員会でこれは議論を重ねていって開催に至っているものですから、そこで変更することは現実無理かなと思います。ですから、例えばそういった中で、もし事前に何ですけど、私達構成委員なりにその辺の助言なり意見を頂ければ、それを実行委員会などに、こちらの方から情報提供として働き掛けることは可能かなと思います。それと今年度4年ぶりに開催ということで、従前知内町役場の駐車場で開催した経過もありました。ただやはり意見として1つ出たのが花火大会を開催にあたって役場の駐車場から会場に来場しておられる方が、河川敷に移動させるという部分に関しては、どうかという意見もあったものですから、今回は町道、川沿い線をですね、1つの形式として通行止めをかけて露天商をですね、そちらの方に設置させて頂きました。

それともう1点は、河川敷においてステージのショーをやるということで、2つの空間を設けて今回やってみました。これに関しても、あいにくの天候ではあったんですけど、来年に向けて新たな課題として、見えてきた部分もありますので、そういった部分でですね、また来年に向けてですね、実行委員会としては議論を重ねていく方向で考えていると思います。

ですから、出店者の意見として何かあるのであれば、実行委員会の事務局でも良いですし、役場の方の私達でも良いですので、意見を頂戴して頂ければ、私らの方で実行委員会の方にも情報提供出来るのかなとこのことで考えております。

◎ 委員長（谷口康之）

7番、五十嵐委員。

◎ 7 番（五十嵐捷爾）

今課長言ったように是非実行して楽しいお祭りにして頂きたいと、そういうふうに思います。以上です。返答はいりません。

◎ 委員長（谷口康之）

質疑ございませんか。

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

実績報告書の57ページです。ナマコの試験礁効果調査、そしてナマコの産卵調査という

ことで、何年もやってきているかと思うんですけども、その調査結果というものが出て来ているのかどうか。お知らせ願います。

◎ 委員長（谷口康之）

水産振興係長。

◎ 水産振興係長（沖津優也）

ご説明致します。資源培養管理型漁業試験事業の中でナマコの試験礁効果の内容ということで、漁業協同組合の方からは事業の実績報告の中で上がってきています。平成30年にですね、カキ殻礁として中の川沖にですね、入れているナマコ礁なんですけども、ダイバーを入れて、まずナマコが生息している事を確認しているというところと、それだけではなくてですね、函館水産試験場の協力を頂いて知内町でのナマコの産卵時期について調査しています。昨年度の実績の中では知内町の中の川沖のナマコについては、産卵時期がどうやら7月から8月頃だという調査結果が上がってきています。こういった調査を基に今後ナマコに関する栽培漁業の方に生かしていきたいというような報告が上がってきているというところ です。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

効果が確認されているということで、いつまでこの調査を続けるのか、恐らく上手くいけば事業化になっていくと思うので、その辺りの時期的なもの、タイミングっていうのかな、その辺りお願いします。

◎ 委員長（谷口康之）

水産振興係長。

◎ 水産振興係長（沖津優也）

ご説明致します。こちらのナマコ礁の調査につきましては、令和5年度を最終とするという方向で上磯郡漁業共同組合とは話をしています。カキ殻礁につきましては実際には潮の流れも速いものですから、全てが海中の中にカキ殻が残っているのではなくて、一部悲惨してしまったりだとかしている状況もございます。今後平成30年にですね、かき殻礁として入れた時も北海道の事業の中で、一緒にやって頂いたという経過がございました。これを町の事業としてやっていくとなると、それなりの事業費がかかるというところと、ナマコを計画の中でどういうふうな位置付けとしていくというところを整理しなければならないかなというふうに思いますので、この長年に続けてきた調査の結果をですね、踏まえて上磯郡漁協として、どういうふうにしていきたいかというところをしっかりとヒアリングをして、町として事業化にすべきかどうか判断して行きたいと考えております。

◎ 委員長（谷口康之）

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

今ナマコはですね、中国の方で輸入をちょっと規制している部分がありますので、何とも言えないんですけども、今後当然このナマコがね、養殖事業としてやっていけるとなれば、当然漁師さんの水揚げも上がるということだと思いますので、是非ともどんどん進めていってもらえればと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

答弁はよろしいでしょうか。

◎ 5 番 (山田 顕人)

答弁ありません。

◎ 委員長 (谷口康之)

質疑ございませんか。

8番、木村委員。

◎ 8 番 (木村 一)

実績報告書56ページ、鳥獣害被害対策総合対策事業で、クマだとか、シカの。ここで実績として有害捕獲ヒグマ3頭、下に単独だとか上乘だとか書いてる。捕獲したクマは箱ワナかい、猟銃ですか、どちらですか。

◎ 委員長 (谷口康之)

林業振興係長。

◎ 林業振興係長 (小林 亮)

ご説明致します。3頭については箱ワナになります。

◎ 委員長 (谷口康之)

8番、木村委員。

◎ 8 番 (木村 一)

今、知内町で水田活用の交付金で、子実コーンの栽培が普及拡大しております。それで沢づたいにも自分の畑にもあるんですけども、沢づたいにも作付が増えてきている現状であります。それで今年役場の方で相談した経緯があるんですけども、電木はさっぱり効きません。そして捕獲、個人でワナの資格持っても箱ワナ以外にクマの捕獲するくくりワナというのは、個人では駄目なんですよ。聞いたけど駄目だって言うんだ。個人でくくりワナをクマの通り道はは分かっているんだ。そこにくくりワナを個人で例えば、ワナの免許も持っているんだよ。自分は、クマを捕獲したら駄目なのか、シカなら良いっていども、その辺認識をお願いします。

◎ 委員長 (谷口康之)

林業振興係長。

◎ 林業振興係長 (小林 亮)

基本的にはですね、町から従事者証が発行されます。ヒグマ何頭とか。その発行されているものしか、捕れない形になっております。その方達には、今のパターンでいくと、木村委員から町の方にこういう害がありましたよ。子実コーンやられましたよっていうのあったら、猟友会の誰々さんに言って下さいと、捕って下さいと、いう形の手順になるかと思えます。

◎ 委員長 (谷口康之)

8番、木村委員。

◎ 8 番 (木村 一)

町の方から、設置許可1年に2回程来ております。それで、捕獲する動物はシカだとか、キツネ、タヌキ類、自分がクマの申請したら捕獲は可能ですか。くくりワナで。

◎ 委員長 (谷口康之)

林業振興係長。

◎ 林業振興係長 (小林 亮)

クマについては、北海道から知内町に捕って良いですよという許可になるので、個人では

無理だと考えております。

◎ 委員長（谷口康之）

8番、木村委員。

◎ 8 番（木村 一）

道から町に捕獲許可が来る、そして捕獲するものは箱ワナか、猟友会に猟銃を持ってる資格ある人しか、捕獲が出来ないという認識で良いですか。

◎ 委員長（谷口康之）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開致します。

◎ 委員長（谷口康之）

林業振興係長。

◎ 林業振興係長（小林 亮）

すみません。クマのですね、くくりワナについては危険だということもあるので、まず許可が出てませんので、木村さん自体のそのワナをかけてクマを捕るということは出来ないという形になるかと思えます。

◎ 委員長（谷口康之）

8番、木村委員。

◎ 8 番（木村 一）

今、子実コーンの被害、道南でクマの生息頭数も把握しておりませんでしょ。まず。

それで目撃情報が町内でも道南でも各地頻繁におこっております。前年度は人的被害がでたども、今年度はまだ知内町で人的被害が出たらこれも大変な事ですから、その辺を考慮しながら猟友会では頼んでもなかなかクマの捕獲を来てくれといても、撃てる時間帯は日の出から、日没までと決まっている、彼らは夜活動するんですよ。彼らというと可笑しいかもしれないけど。それでなかなかその時間帯に箱ワナに入らないクマもいるし、その辺をどうやって対処していったら良いのか、なかなか猟友会頼んでもどうもならないから、自分でやる気になったども、役場に言ったら駄目だと言われた。それで、今後もう少し狩猟免許を取得者に実績は1名になっているんですけども、猟友会も高齢化して若い人がなかなか入ってこないという現状も結構あるものですからその辺を考えながら、猟銃の取得免許を全額助成とか、兼業でやってる人が殆どだべさ、猟友会でも自分の仕事投げてまで、頼まれたら出ていく人、そして仕事していれば、途中で来てくれなくても無理な事もあるし、役場職員に少しそういうのを大いに推奨して免許捕らせて、人的被害があつてからでは手遅れになるから、その前に対策を打つような考えはどうですか。ありますか。

◎ 委員長（谷口康之）

林業振興係長。

◎ 林業振興係長（小林 亮）

今年度、取得する方が、今2名補正予算通しているんでご存じだと思うんですけどもおります。その内1名が役場職員となっております。今議員言ったような対応を取れる可能性が出てくると思えますので、その辺は今後検討していきたいなというふうに思っております。

◎ 委員長（谷口康之）

8番、木村委員。

◎ 8 番（木村 一）

猟銃免許と猟銃を買う金額だとか、それは補助で全てまかなえるわけではない。自己負担が発生すると思う。その辺はどれ位の自己負担。例えば保管状況だとか、なかなか厳しいところもあるからその辺どうなってるか教えて欲しいんだけど。

◎ 委員長（谷口康之）

林業振興係長。

◎ 林業振興係長（小林 亮）

ハンターの資格助成の関係なんですけども、手数料関係ですね、資格取る為の。その為の助成については100%助成になっております。猟銃関係ですね、その部分については、20万円を上限に助成を今しております。

◎ 委員長（谷口康之）

8番、木村委員。

◎ 8 番（木村 一）

20万円で買える。

◎ 委員長（谷口康之）

林業振興係長。

◎ 林業振興係長（小林 亮）

20万円では買えないです。自己負担が若干出るような形になります。様々な価格の銃があるので、今ここでいくらって言う話は出来ないんですけども、ただ20万円では足りないです。自己負担が必ず出る形に今はなっております。

◎ 委員長（谷口康之）

8番、木村委員。

◎ 8 番（木村 一）

様々な高性能な猟銃を買う気になれば、100万だとか100万単位でそれ位の金額かかってくるから、それはやっぱり狩猟免許を取って猟銃を買うのにはかなり負担になっていくんでないかと思われんですけども、その最低限の猟銃を買えるだけの行政支援が出来れば、まだ狩猟者が増えるんじゃないかという私の考えですけども、その辺の支援をする考え、ほんとにクマ、俺のコーン畑全滅よ。今後増えていくから、ブドウだとかコクワ、山の物はこの猛暑でさっぱり実をつけておりません。辛うじてクリだけがなってる。あとドングリも全然木の実あまりつけないし、クマの冬眠するような栄養分が子実コーンに集中してきました。被害が甚大です。子実コーンは共済の補償対象外です。販売金額が安いから、共済の補償対象にならないんだべども、そのうち山の食う物が無くなってきたら、今度中央さきっとクマの餌を求めて自ら彼らが行動するんじゃないか懸念もございます。だから目撃情報がどんどん出てくるんで、なんとしてもその猟銃の最低限の助成、資格取得する人をお願いできないか、その辺の考えがありましたら、よろしくお願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

資格取得する為の免許を持つ為の支援というのは先程係の方から100%ということで、ただライフル等を持つ時には、上限20万円を限度にということなんですけども、それを100%という考えは持っていません。というのは、やはりライフルを持つ責任あります。これに100%出すからライフルを持って有害駆除等の狩猟にあたってくれというのは、なか

なか危険なところもあるのかな、やっぱり自分で責任持ってその狩猟なり有害駆除をするという責任を持つ意味では、やっぱりそれぞれの狩猟する有害駆除して頂ける方々がやはり責任を持つ部分もあって良いのかなと思っていますので、その辺はちょっと、自分とすればなかなか厳しいところあるんだろうな、ただ今現状見てクマの話ですけども、木古内でも11頭、松前なんかは特に頻繁に出ているというお話ありますし、今回ピザっていう、道新だったか何処だかの記事で、それをあてにするというか、1度そうした物を口にすればやはりその美味しさ、味を絞めてまた出てくる、2、3日前にハンター猟友会の会合があったんですけども、やはりそういう味を絞めたクマというのは、その場で射撃なり捕獲しないと、また次来るんだと、それは繰り返し来るんだというお話を得てなかなかただ市街地に出たからといって、全てライフルで捉えられるかという事になれば、規制もありますし、なかなか難しいところなのかなと思っています。ただほんとに農家の皆さんには、子実コーン特にコーンやっている方っていうのはクマにすれば大変おいしい物だということで、荒らされるという被害が年々増えているという、それを何とかしなければという思いがありますけれども、今のところやはり規制あって箱ワナ、または環境整えれば、ライフルで仕留めるというこの方法しかないという事なので、出来るだけその辺はこれからも注視ながらクマも出没したということで、1週間警戒ということでハンターに常備朝から警戒にあたってくれということで1週間やったとか、そういう場面もありますし、ただこれが通年でずっとやってくれという話にはなかなかいつ出てくるか分からないので、その辺は厳しいところあるんですけども、適材適所、その時期時期で1週間ハンターには見回りだとか強化して頂くという事が町のスタイルでやっていますけれども、これを年々強化しなければならぬのかなという思いはありますけれども、なかなか厳しいところあるだろうな、そして先程2名のハンター今回習得したという事で、やっぱりハンターの育成っていうのはベテランに立ち会っている技術を学ぶ場面も必要ですので、その辺は担当に次年度からハンターの指導だとか、そういう技術を習得する為にハンターに指導をしてもらう様な環境を作るという事で予算化出来ればと思っていますので、それは今詰めているところだろうと思います。これからまたそういうハンター育成に向けても強化していくということで御理解頂ければ有難いと思います。

◎ 委員長 (谷口康之)

よろしいでしょうか。

次、どなたかございませんか。

6番、吉田委員。

◎ 6番 (吉田峰一)

実績報告書の57ページ、1番最後の欄になりますけれども、漁業系廃棄物の残渣の件なんですけれども、毎回この話が出ているいろんな対策を考えていますけれども、再利用へ向けた検討ということですけども、もし具体的にあれば、お話して頂きたいと思います。

◎ 委員長 (谷口康之)

水産振興係長。

◎ 水産振興係長 (沖津優也)

ご説明致します。漁業系残渣につきまして、カキ殻が主です。カキ殻の処分について長年検討されてきたというところで、なかなか着地点を見つけられない中で今回委託事業を組みまして、行っている検討の内容につきましてですが、現在、カキ殻と残渣それぞれですね、成分分析を含めて委託業者で行った結果がまずございます。その結果につきましては、現在農

家さんがですね、使われてる土壌改良剤ですね、ペーハーの調整に使われる土壌改良剤なんですけども、そちらとして活用が出来るといった成分分析結果が実際に出ました。ですので、それにつきましては、今後の課題としては、それを実際誰がカキ殻や残渣を混ぜて砕いていくのか、商品化していくのか、そういったところが1つ課題として出てくるかなというところで、成分分析が終わっているというのが1点です。

もう1つなんですけれども、土壌改良剤だけではなくて、鳥の餌ですね、養鶏の飼料として活用出来るというお話を聞いてですね、実際に七飯町の養鶏場にカキ殻を粉砕した物を持ち込んで餌として活用出来るかという実験も行ってます。それにつきましても問題なく餌として使用できるという事です、それにつきましては、あすなろ福祉会さんの方にちょっと協力を頂いてですね、農業と水産と福祉の連携ということで、施設利用者にカキ殻を粉砕をして頂いて、それを鳥の餌として、あすなろ福祉会さんが作成をして、それを養鶏飼料として出すといった中身で事業化が出来ないかという検討は今既に初めています。ただこちらにつきましては、あすなろ福祉会さん他あと福祉事業所の方で実際に事業を行うかというところの判断も出てきますので、それにつきましては、町がどうこうというよりは、そういった方向で進めていきたいというふうに考えているというところです。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

6番、吉田委員。

◎ 6 番（吉田峰一）

確かに方向性が若干見通せるようになってきたなと思っておりますけども、知内だけでなくしてね、いろんな道南全部でそういう問題があるんでね、ある程度他町村の漁業者とのその辺の連携等を取ってね、当然ながらクラッシュランかけて飼料として作っても実際原料が続くのかという不安感もあるだろうし、その辺の道南の桧山もしくは近隣の町村との連携を取りながら、組合と連携を取りながらその辺の検討をされているのだろうか。

◎ 委員長（谷口康之）

水産振興係長。

◎ 水産振興係長（沖津優也）

ご説明致します。他町との連携という意味では、現在何も行っておりません。ただ今後ですね、カキの殻の主成分としてはカルシウムになりますので、そういった面では、ホタテの殻からも同じようなことが言えて、噴火湾の方ですね、森町、八雲、長万部、そういった所との今後連携だとか、同じ物を商品として販売していくといった流れの中で、連携する可能性としては有るかなというふうに考えております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

よろしいでしょうか。

あとございませんか。

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

先程聞き忘れた部分があるというか、去年から3倍体のカキ養殖をやられているんですけども、これの育成状況というのかな、その辺りと、周辺の生態系が崩れてないかどうかという調査もしてるかと思うんですけども、その辺りの結果あれば。

◎ 委員長（谷口康之）

水産振興係長。

◎ 水産振興係長（沖津優也）

ご説明致します。養殖カキ通年出荷試験事業に関わる3倍体カキの養殖試験でございますが、現在2年目となっております。令和4年度の分につきましては12月に種苗を購入して漁港内でまず畜養を行っておりました。一定のサイズを超えた物につきましては、分散をかけて籠に入れて沖出しを常にしている状況となっていて生育に関しては、比較的順調というところ です。

調査につきましては、渡島の普及指導所の方にも入って頂いてですね、様々なアドバイスを頂いているというところと、データにつきましても残してきておりますので、そういったデータを今後活用しながら、知内の海でやる場合はですね、どの時期にやるのが適当なのかというところを見定めて参りたいなというふうに考えておりますし、令和5年度につきましては8月の方に種苗を入れております。本来であれば漁業者さんのお話でいけば夏頃に入れるのが適当だというお話でいましたので、昨年4年度につきましては、12月にちょっと遅くなってしまったんですけども、今年度8月に入れた分が、来年1年経って出荷出来る状態になっているかどうか今後そこら辺をですね、調査を続けながら、当町の中の川地区で養殖事業が確立出来るかどうか踏まえて判断して参りたいと思っております。以上です。

◎ 5 番（山田顕人）

分かりました。

◎ 委員長（谷口康之）

よろしいですか。

笠松委員。

◎ 2 番（笠松悦子）

先程の8番委員のハンターの件に関連なんですけども、ハンターの方から聞くところによりますと、シカを捕獲したあとの後始末にちょっと苦慮することもあるって話も聞いたんです。シカを1人で捕った時にやっぱり自分1人では車に積込むことも出来ず、またそういう時のハンター同士の連携って頼めばやってもらってるんだと思うんですけど、その捕った物が今どういう状況で処理されているのか知りたいなと思ったので、分かっている範囲で教えて頂ければ。

◎ 委員長（谷口康之）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

令和4年度の実績等について説明させていただきますが、昨年度312頭駆除されました。そのうちの半分につきましては函館市内のジビエの加工業者にですね、持ち込まれているのと、残りに関しては施設相応にですね、衛生センター等に持ち込まれて処分されているというのが実態です。ただ現状なんですけど、やはり施設に持込むとなった場合には解体した上で、持込まなきゃならないということで、ハンターさんのその後処理がですね、課題となっております。令和5年度においてなんですけど、今現在、福島町の方でバイオによってなんですけど、受入れして処分できる施設を建設中なんですよ。そうなった場合には福島町で建設してですね、そちらの施設に関しては知内町の駆除した個体もですね、受入れするというこの意見も頂いておりますので、そちらの施設では駆除したそのものを解体しなくても受入れできるような体制を作っていくということでしたので、それによってなんですけど駆除したシカですね処分については、作業の軽労化には繋がるのかなということ考えております。

それともう1点なんですけども、やはり駆除した解体のですね、処分についてはいずれにしても課題でありますので、当町においてなんですけど町長からも言われているんですけど、やはり何らかの知内町としても体制づくりをですね、考えていこうということで、今後なんですけど検討していく次第でございます。

◎ 委員長（谷口康之）

2番、笠松委員。

◎ 2番（笠松悦子）

分かりました。これからハンターさんも増やして頂ける事、先程8番委員さんも仰ってるように、農業被害も増えてます。その中でやっぱりジビエとして活用して頂けるものは、それはそれでまた、凄く良いことだと思いますし、それ以外全てが全部ジビエとして何百頭も捕れた場合には、無理でないかなと思いますので今課長さん仰るような方向性を早めに検討してもらえればと思います。終わります。

◎ 委員長（谷口康之）

あとございませんか。

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

行政評価の実績報告書、町が独自に自分達で1年間の事業を評価しております。B判定が3つあります。それについてお尋ねします。評価表の5ページ、通し番号で4番ですか、農福連携について掲げております。これがB判定ですね、それから次のページの6ページの通し番号9番で水産の質疑があったカキ殻の処分の問題がB判定です。それから、通し番号11番で奨学資金の企業とタイアップした奨学資金の返還のことについてB判定です。それぞれ理由としても書かれているんですが、5年度これに基づいてどんな対応をしているのか、カキ殻の部分については、先程係長から説明ありましたので了解しましたので、残りの2つについてお知らせ下さい。

◎ 委員長（谷口康之）

水産振興係長。

◎ 水産振興係長（沖津優也）

農福連携につきまして、私の方から回答させていただきます。農福連携につきましては、B判定というところで昨年はずね3年、4年と農家さんのご協力を頂きながら、ニラの掃除刈りですとか畑の除草ですね、こういったものを試験的に施設利用者の方に行って頂いて実施をしてきた所でございます。その後ですね、なかなか進展がありませんで、こういったB判定というところではあったんですけども、今年度につきましては、実際に農協さんの方にも実際にも動いて頂いております、集荷場の方にですね施設利用者の方に入って頂けるような形で今試験を行っているところです。

◎ 委員長（谷口康之）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

企業の奨学金支援に今度町が支援しますよという事業なんですけども、残念ながら利用して頂いてないという現状です今年度ですね、まず企業の方の認識が何処まであるのかというところもあるので、ちょっと宣伝をもう1回周知した上でそれでも利用実績が無ければ、制度そのものの改修というか検討しなくてはならないなと考えている段階です。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

農福連携については理解しました。それで奨学資金の返還に関して地元企業にもっと理解を深めてということですが、率先して町がやりませんか。町職員の採用についてそういう条件つけて奨学資金の返還がある方については、町が応援します。まず町がそういう例を示しながらやる事によって一般の企業の皆さん方にも理解してもらえないかと思いましたが、その点についてお考えあれば。

◎ 委員長（谷口康之）

政策調整課長。

◎ 政策調整課長（三原知明）

ご説明します。正直言いまして考えてみたことが無かったご提案ですので、今直ぐご返答は難しいですが、おっしゃる通りほんとに募集してもですね、集まらない傾向はこれから益々強くなっていくと思いますので、そういった対策も含めて町内で議論させて頂きたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

今ちょっと思ったのは、人がなかなか集まらない現状が、職員のもので、採用しても集まる現状もありますので、そういうことも1つのPR材料にしながら、それをやる事によってまた定着もいなければ奨学資金自分で返さなきゃならないですから、そうやって長く努めてもらえる手段にもなるんでないかと思っておりますのでご検討お願いします。

もう1点、実績報告書62、63にかけて担い手についての活動の報告があります。前の61ページも産業振興の実績、担い手に対する物もあります。ほんとに先程担当者の方からお話ありました。一生懸命頑張ってるなど非常に印象持ってます。今農業で沢山来て頂いておりますが、新規就農の条件として、ニラやトマトある程度の作物を限定してますね。それは解除出来ないのかなという思いがするんですね。いろんな形の農業の形態があつていいわけで知内の場合はそういうふうに固定しちゃってるものですから、なかなか新しい人が、それ以外の職種の方入ってこない。ブレーキかけちゃってますから、そういう意味で多様な農業の展開というには1つの足かせになっているのかなという気がします。

ちょっと長くなりますけども、先程休憩室で知内ちょっと元気無いんでないって話になったんですね。新聞見ても知内の新しいことがトピックスとしてなんか出てこない、出てくるニュースはニラの刈り取りが始まりましたとか、毎年やっている事がただ出てくるだけで、新しい取組みについてのなかなかそういうこと出ないね、非常にある意味安定しているに見えるかもしれないけれども、将来考えたら、新しいことどんどん起きてこなければ、町は活性化しないんでないかとあつたんですね。そういうこと考えると、知内の農業もニラとトマトで大変安定した生産ではありますけども、なかなかその次のステップっていうのは、展望が開けないと、そういう中で多様な農業の展開、転作絡みでですね、遊休農地が発生する懸念もありますし、そういうこともあつて実際自分の農地を誰かに渡したいんだけど、今の現状の農業の方向性でいくと、誰もそれを担ってくれる方がいないと。そうであればやはり、いろんな多様な農業を展開出来る人方。有機農法でやるとか或いは特殊な作物を作ると

か、そんな方々も実際には全国的にはやりたい方いらっしゃる訳ですから、そういう方々も受け入れられるような体制づくりっていうのもこれから1つ方向性として有るんじゃないかと思えますけども、その点についての考えがあればお尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

産業担い手対策推進係長。

◎ 産業担い手対策推進係長（沖津優也）

ご説明致します。現在3品目議員仰るようにですね、ニラ、トマト、ホウレンソウ3品目のみの新規就農者の受入を行っております。それ以外の作物での受入を考えてはどうかというご指摘につきましては、現在当町での新規就農者の受入の体制と致しましてですね、実際には地域おこし協力隊の3年間ですとか、法人就労、町内の法人や農家さんに正社員として就労して頂いて3年以上就労された方が、それぞれ新規就農していくという中身になっておりますが、どうしてもですね、新たな品目を作ることを許すとですね、それを指導して頂く農家さんがなかなかいないというところが、課題として1点あると思えます。

最終的な新規就農というところの着地点で見るとですね、町や農協普及所がサポートとして入っていくとなると、やはりある程度の責任があると思っております。成功させてあげなきゃいけないと、しっかりとした独立した経営をして頂かなければならないという所で、指導する体制ですとか、独立した後果たして農協さんが系統で出荷して頂けるのかどうか、そういった所の整備も必要になってくるかなと思っております。ですので、新たな品目を今の3品目に追加して新規就農者として受入れると、変更をすると農協さんとのやっぱり調整がいろいろ出てくるかなと考えます。農協さんが今の主力的な作物以外に、新たな作物に着手したいというところであれば、我々もですね、そこに対していろいろ協力ですとか、連携をしていけるかなというふうには考えておりますけれども、やはり3品目に絞っているところが最終的には安定した独立を目指せるところで、関係機関の話し合いのもとで3品目に絞ったという経緯がございますので、それにつきましては今直ぐにどうこうというお話では無いですけども、ただ長い目で見ますと、ずっとニラで良いのか、トマト、ホウレンソウで良いのかという確かにご指摘のとおりでございますので、そういったところは様々な計画と照らし合わせながらですね、町として検討して参りたいなというふうに考えています。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

今の3品目の体制というのは非常にはっきりしてですね、そして今言ったとおり就農しても安定した経営が出来る事で安心して知内町でやりたいことが増えてきているわけですね。それは非常に評価して良いことだと思っております。この枠組みを壊そうと思いませんし、それ以外の別な枠組みで何か出来ないのかなと。やはり先程も言いましたけれども自然農法ですとか様々な有機農法とかやる人方は、系統を利用しようとは1つも思っていないんですね。逆にそういう所から離れた別な形の農業をやりたいと思ってる訳ですから、そういう希望がある方に少しでも何か町としてもお手伝い出来れば良いと思うんですね。今の枠組みの中で手厚い支援を同じような形でやれとは思ってません。例えば空き家の斡旋だとか、農地の斡旋だとか、あとは自己責任でやって頂きますということでも良いと思うんですね。ですから、今の知内の場合はあなた方そういう3種目の枠組みに入りませんから、何も出来ませんって、初めから着られちゃってるので、そうでなくて、やはりそういうことがあれば

ですね、もう少しその人方が自分達の自立でやっていくことがあれば、いろんな形でサポート出来る部分もあると思うので。出来た経済的支援もあれば当然良いことなんですけども、今直ぐは答えをお求めませんけれども、将来的には検討して頂きたいと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

あとございませんか。

2番、笠松委員。

◎ 2 番（笠松悦子）

今の10番委員さんの関連で1つ2つ言わせて頂きたいと思います。私もB判定、これちょっと何処で言っているのか凄いなんで、じゃあここで言って良いんだなと思って言わせて頂きます。先程言いました農福連携の件なんですけども、やはり農協としても取り組んでいること、七飯の花き出荷場でその方々だけが出来る職種ってありますよね。そこでまた何年か成功してやっています。今、今年新たにトマトの選果場でただ段ボールの紐付けみたいな事とかその人達その人達に合った仕事をやって頂いて成功を収めている状況です。ここも先程係長さん仰ってたように集荷場で出来ることも有るんじゃないかなと思ってました。それを是非成功出来るように導き方やって頂きたいなと思ってます。この農福連携、共に生きるということで絶対必要な事なので、いろんな模索をしていって欲しいなと思うんですよ。

それともう1つ新しい作物っていうか私達が思う事は、ろくじかを目指した事でも町独自でね、応援して何か出来るんじゃないかなと思うんですよ。自分達で育てた物でろくじかまで進めるようなことが有るって。結局知内高校にいて若い人達にこういうことも出来るんだよって。じゃああなた方も何処かそういう所に入って就職先ね、ちゃんとした大きい企業じゃなくてもそれをやっている所で経験積んできて、なんかそういう方向性も出来るよって。あと私が言ったことで、若い人達が集まる場所が無いっていう事の中に、農家レストランっていう、言えばちょっと大げさなんですけども、農家カフェ、どっか若い人の中ではそういう夢を持っている人方も私もいろんな所でいろんな道の会議でもなんでも未だに出させて頂く中で、そういうことも期待している若い方もいらっしやるみたいで、そういう方向性も見ながら、必ず農協におんぶに抱っこじゃなく、自分の夢を実現させれる町だということも、先程外に出て発信してってもらってきたら、若い人が増えるって事はその若い人達、若い夫婦で来て頂いたら、その子どもがこの担い手なんだよということで、一歩進んだ事を目指して欲しいなと思います。終わります。町長さんに聞きたいです。

◎ 委員長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

どんどんそういう発想の中で進めて頂けるものは、町が支援するという体制、これは応援体制としてすべきだと思ってますので、ただどういう形の構想が具体的にこういう形でやりたいんだけどというある程度のアドバイスが有れば、それに向けたいろいろ事業の展開が出来るとは思っていますけれども、町だけでただ支援策作ったからやりましょうと言っても実際にのってくれる方がいなければ、なかなか難しい所ありますので、新たな産業に結びつくかというのは、いろいろアドバイス頂いて組立てていける可能性が高いのであれば、組み立てていきたいなと思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

よろしいでしょうか。

産業振興課関係の質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

無ければここで産業振興課関係の質疑を終わらせて頂きます。

ここで昼食の為、暫時休憩したいと思います。

再開は、午後1時15分です。よろしくお願いします。

(休憩 午後 0時10分)

(再開 午後 1時15分)

◎ 委員長 (谷口康之)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

次に建設水道課関係の質疑を行います。

7款商工費の4目公園管理費、8款土木費、11款災害復旧費の2項公共土木施設災害復旧費です。主要施策・事業等の説明資料については10ページから11ページ及び15ページになりますので、質疑ありませんか。

質疑ございませんか。

10番、伊藤委員。

◎ 10番 (伊藤政博)

どなたも無いようですから、ちょっと昔話になりますけれども、昔決算委員会っていうこの決算書と決算の概要と実績報告書、この3つで決算審査したんですね。今それに加えて主要施策の説明書、それから行政評価が加わりました。最近行政評価と主要施策の説明書と実績報告書に基づいて、皆さんも質疑されててなかなか決算書の中身では、数字でですね質疑されることが少なくなりました。昔この決算書で質疑するとなると、どう見るかという歳入では不能欠損だとか収入未済額、この分部を見ます歳出においては不用額を見ます。だいたいその辺がですね、決算審査の議員の方からの質問内容でありました。当然実績報告書に基づいての質疑もあるわけですが、数字的にはそうであります。今、建設関係、決算書の100ページ、101ページお開き頂いて、100ページの道路維持費で委託料8,000万円の予算で1,300万円余っていると、それから101ページの橋梁維持費委託料700万円の予算で330万円残っていると、やはり予算に対して残っている率が額よりもですね、率が非常に大きいなという気がするんですが、この辺どうしてこうなったのかお知らせ下さい。

◎ 委員長 (谷口康之)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

ご説明致します。まず100ページの2項道路維持費、12節委託料1,300万円余っているんですけども、これは除雪に対する直営と委託を含めた金額でして、1月に3,700万円程補正させて頂いたんですけども、余ったものにあります。

続きまして101ページですけども、3目橋梁維持費、12節委託料ですが、サンナス橋の工事に関わる家屋調査費だったんですけども、北海道の予算がつかなかったという事で、執行する事ができませんでした。以上になります。

◎ 委員長 (谷口康之)

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

事情は分かりました。そこでですね、不用額を生じるとこれが除雪費ですし、3月の1定で処理できたかどうかちょっといろんな意味で難しい部分、3月も雪降るとまた除雪しなきゃならないわけですから、そういうことで道の予算が付かなかった部分とあるわけですが。一般論としての話ですが、不用額あればそれは、補正してですね、別な予算に振り替えて大概は基金の方に積立という形をとります。道路維持費これは、除雪の為の予算がメインですから、他には無いんですけども、道路維持費と考えれば町内の丁度いろんな場所がですね、痛んでるところ沢山あるわけですから、他の部分の予算が余った分あれば、他の道路の予算に使えなかったのか、そういう指摘も出来る訳でして、今後不用額の大小いろいろあると思うんですが、前々からお話したことあるんですが、3月の1定の中できちんと精査してですね、お金の予算に振り分けたり、或いは基金の積立に使うというような形をとって頂けたらと思います。終わります。

◎ 委員長（谷口康之）

答弁よろしいですか。

◎ 10番（伊藤政博）

良いです。

◎ 委員長（谷口康之）

質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで建設水道課関係の質疑を終わります。

説明員を入れ替えますので、少々時間を頂きます。

次に教育委員会関係の質疑を行います。

10款教育委員会費、主要政策・事業等の説明資料については12ページから14ページになります。

質疑ございませんでしょうか。

5番、山田委員。

◎ 5番（山田顕人）

実績報告書の72ページです。奨学金の貸付償還の状況ということで、1番下の段の償還金の期間だとか金額載っているんですけども、償還期間経過分ということで、未収入額が412万8千某残っています。この辺り、やはり10年以上も経っているということで回収出来る見込みってあるんでしょうか。その辺りお聞きします。

◎ 委員長（谷口康之）

教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長（長谷川将之）

ご説明致します。まずこの区分ですけども、償還期間経過分、それと償還期間内分と区分けになってはいますが、償還期間内分というのは今年度償還すべき期間の方が償還する分です。こちらの方は30万円程遅れている方がいると、償還期間経過分という上の部分ですけど、こちらは償還期間10年間に渡るんですけど、その中で年度年度でこれだけ払ってもらおうという計画がありますが、それから遅れていらっしゃる方なので、まだ期間内の方もいれば10年を越えてしまった方もいるという内容になっています。それで遅れていらっしゃる4百何

十万程度ですけども、こちらについては随時督促というか催促状の方を出したりですとか、遅れそうな方、事情があるような方につきましては、分納の誓約を結んで毎月少しでも払って頂くようにということで、その辺はこちらからご案内の方をさせて頂いております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

督促を出したり、なんなりという処理は当然しなきゃないんだらうなというふうには思います。今、1番上の欄で貸付状況ということで、昭和47年から平成29年の部分で人数が書かれているんですけども、この辺りはまだ昭和47年だとかの人が返していないというところもあるのでしょうか。その辺お聞きします。

◎ 委員長（谷口康之）

学校教育係長。

◎ 学校教育係長（帰山亮一）

ご説明させて頂きます。ここに記載しているのは、奨学資金の制度が始まりました昭和47年度以降のトータルの貸付累計でありまして、29年度までに貸付があったものが485件ということになっておりまして、その後は直近のものは年度毎に記載しております。ただ古い滞納になっているものにつきましては、昭和の後半、平成の初めのものでもまだ数件残ってはおりますが、分納というような形でまだ完納に至っていないものも含まれております。

◎ 委員長（谷口康之）

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

まあちょっと話を聞いた部分なんですけどもね、奨学金借りるのに親が手続きをして借りていますと、子どもが卒業した後に「えー私そんなこと知らないよ、奨学金なんて借りてたの」っていう子どももいらっしゃるみたいで、だけど本人が返していかなきゃならないということも無きにしも非ずだと。その辺りですね、親が借ります。借りる時にその生徒も一緒にこう交えながら、お話してもらえれば、手続きしてくれればなというのが思いなんですけれども、その辺りはきちっと周知してやられてますか。

◎ 委員長（谷口康之）

学校教育係長。

◎ 学校教育係長（帰山亮一）

ご説明させて頂きます。奨学資金の貸付にあたりましては、申し込み時点で当然保護者の方が必要書類を揃えて申し込んで頂くというふうになっておりますが、実際に貸付決定になった時点では、貸付の年度内に長期休暇期間、夏休みなり冬休みなり期間を利用して貸付しました学生さんご本人と面談をするということを現在しております。その中で奨学資金の制度について改めて説明させて頂く、或いは奨学資金自体は親御さんが借りたものではなくて、ご本人が借りた物ですと言うことを改めて説明させて頂いて、その他に保証人として保護者の方にも第三者の方にも保証人になって頂いてるということを説明させて頂いております。その中にもそれと併せてですね、学校生活がちゃんと順調に進んでいるのかどうか、或いは勉学の他にアルバイトばかりしているということではなくて、ちゃんと通っているかというような生活の様子もお伺いしながら、最終的にはご本人が卒業後就職して1年経過し

た時点から10年以内で償還をするものですよという事を徹底するようにさせて頂いております。

◎ 5 番 (山田顕人)

分かりました、

◎ 委員長 (谷口康之)

あとは質疑ございませんでしょうか。

10番 伊藤委員。

◎ 10 番 (伊藤政博)

無ければちょっとお伺いしたいんですが、報告案件で先程教育行政の報告案件ありました。評価見ますとほぼA評価であります、B評価は2点あります。報告書の122ページですね。郷土資料館関係があります。郷土資料館ここに書いてあります。コロナ等があつてなかなか十分な活動が出来なかった。或いは活動の間隔があいた為に実行性が少なかったと理由が示されておりますが、今回の本会議の中でも一般質問の中でも郷土資料館の利用みたいなものも少し提言されておりますけれども、確かに建物も古くなって前から郷土資料館も1つの課題でありますけれども、今後知内町における現在の郷土資料館ってのは、まず基本的にどんな役割を担ってると教育長は理解されているか、まずお尋ねします。

◎ 委員長 (谷口康之)

教育長。

◎ 教育長 (堂下則昭)

お答え致します。郷土資料館ですけれども、地域の資料となるもの全てを保管してありまして、そして町民の皆さん、或いは他から来る方達に閲覧して頂けるもの、或いは郷土資料館の企画としていろいろな学習の機会を持ったり、或いは町内会に行ったりして、そのような形で説明するというような事全般にわたってやっております。その中でやはり今の状況で言えば、今の建物だけでは手狭だということは以前からも言われてきているところです。このあとどうすれば良いのかということと同時に町の方達にしっかり郷土資料館として認知されているのかというような事も大きな課題になっております。ですから、どのような見せ方をしてどうやって来て頂ければ良いのか、或いは待っているだけではなく、こちらから出向いて資料館の役割であったり資料等を説明したり或いは町内会であったり、老人クラブであったりをお願いして来て頂ける方法を考えたりというようなこと、それに対する情報発信もまだまだ足りないだろうというような事を含めて、運営委員会の中では話をしている状況です。以上です。

◎ 委員長 (谷口康之)

10番 伊藤委員。

◎ 10 番 (伊藤政博)

これもかなり以前から郷土資料館、もう10年も20年も前からですね、手狭になってきているし古いということでのいろんな議論をされています。郷土資料館あそこを見ますとタウンミュージアムってなってるんですね、町の博物館という事だと思いますけども、私これ持論ですが、そのタウンミュージアム知内町の博物館行けば知内の過去現在未来が分かると、全ての分野において産業にも生活、或いはいろんな文化面でもそういうものが基本的な郷土資料館の有りようだと思ってるんですね。現在の郷土資料館ってどっちかっていうと過去のいろんな遺産を展示している物という感じです。なかなかあそこに行って知内の現状がどう

なっているか、農業がどうなっているのかとか漁業とか、生活はっていうことは分かりづらい部分になってます。そういうものこれから果たして求めて行くのか分かりませんが、現実的に郷土資料館が展開している事業は、社会教育のものとはほぼ変わりません。じゃあ公民館の社会教育係と郷土資料館の学芸員のやる分担ってどうなっているのかってのも1つ疑問に思っている部分です。何年か前の担当者、非常に長いことやって小学生なんかとの交流もあって、そういうことで、郷土資料館の事業が無くて子ども達放課後集まっているとワイワイやってたことがあって、その中で郷土資料館で事業を展開すると子ども達が中心になって集まって来て、友達もつれて来てくれるってことで、かなり事業が展開したふうに思っています。そういう意味で、今手狭になった郷土資料館ですから今後どうするか、まず事業の在り方として社会教育と学芸員との、どうすみ分けながら事業展開していくのか。

それから今教育長も言われましたけども、そこで展示している物が果たして町民にも受入れられているのか必要物なのか、果たして知内町の郷土資料館そこまでやる必要があるのかどうか、その事も含めてこれから整理しなきゃいけないだろうと思ってます。

今回の一般質問でも湯ノ里小学校でってことでお話もありましたけれども、湯ノ里小学校は防災の拠点というふうに基本的には町の考え方みたいですが、もう1つ何年か後に廃校になるであろう、統合になるであろう涌元小学校の跡地利用ってことで、前々から1つの案として郷土資料館の収蔵庫という考え方があります。そこで展示までどうなのかなという議論もありますけれども、そんな事も踏まえながらですね、今後の社会教育と郷土資料館学芸員、展示、この辺もう少し整理しながらですね、どんなふうに分担してやっていったら良いのか、当然社会教育委員もいらっしゃいますから、郷土資料館の運営委員もいらっしゃいますから、そういう方々とこれからどのような形で話し合いながら、進めていくお考えが有るかどうかお尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

教育長。

◎ 教育長（堂下則昭）

お答え致します。郷土資料館の学芸員が中心になって行っている企画と社会教育で行っている企画、今、別々な形でもって挙げさせて頂いていますけれども、ただあの両方が重なる部分というのがありますので、また郷土資料館には学芸員が職員として1人プラス会計年度職員ですので、運営委員の方がおられましても、単独でやるという事はなかなか難しいだろうというふうに考えております。ですから、展示も同じ展示ではなくて、いろいろ変えることによって町の人達にも来てもらえる企画になるんじゃないかというふうに考えていますので、今後は社会教育そして郷土資料館、ひいては教育委員会全体の問題でもありますので、全体でもっていろいろな見せ方、来て頂ける方法、それからその情報発信等を考えていくというふうに検討しているところです。また建物の問題ですけれども、今もそのような問題は以前からあったというふうに聞いておりますので、それに関しても今後どのような形で郷土資料館を維持していくのか、或いは展開していくのかということも含めまして今势力的に検討しているところです。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

10番 伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

郷土資料館の活動に限らずですけども、社会教育全体で言えることですけども、先程担い手の時にお話しましたけれども、最近新聞見てもなかなか知内町が新しいトピック的な事のニュースが少ないなど、町の活性化といえますか、そういうものが少ないような気がします。1つのありようとしては社会教育のありよう、教育長自身で体験されていると思うんですが、初めて高校の教師として知内町に赴任してされた時の知内町社会教育の状況ってよく肌身で良く知っていらっしゃると思うんですが、あの時と比べたら年数も経って時代もかわってきていますけども、かなり社会教育の全体の活動が低下してきていますし、ある意味では市民活動みたい部分も非常に少なくなっているなど、行政主体の活動、或いは産業団体青年部等の活動ありますけれども、町民自らが、若者自らが集まって何かやろうやっつこう気が非常に無くなってきているなど、これはひとつの社会教育、どっちが鶏か卵か分かりませんが、そういうことを社会教育全体の行事も低下してきているというような感じがします。非常に若者が少ない中で、その中どうやって町に活気を取り戻しながら、若者の力を発揮出来るような、子ども達が若者が将来に夢をもてるような活動っていうのをこれから知内町の活性化の為にも非常に大きな課題だと思いますし、最初のきっかけづくりは子ども達の教育からずっと始まって兄弟を育てるような活動、主に社会教育の関係が非常に大きな仕事だと思っていますので、是非とももう一度社会教育の活動を活性化する為に、活躍して頂けたらと思います。教育長の所感がありましたらお尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

教育長。

◎ 教育長（堂下則昭）

昨年度から社会教育活動と致しまして、町の若い方達にいろいろ小学校、中学校、高校等を含めていろいろ学習の機会を持って頂いています。ですから知内にはどのような活動が有るのかという事をこれから浸透させていくところではありますが、やはり若い方達と一緒に活動出来る為には、若い方達と共同して、そしてまず人集めからしなくてはならないというふうに考えています。ですから、社会共同学習共同体の中の方達と社会教育とでいろいろと取組みをしながら、1つの団体ではなく、いろいろな組織が連動しながらこのような取組みをしていって、少しずつでも若返りを図れるような、そして町の方達に昔のような活動、或いは活発さが戻ってきたねと思って頂けるような企画を進めていきたいというふうに考えます。以上です。

◎ 10番（伊藤政博）

お願いします。

◎ 委員長（谷口康之）

7番、五十嵐委員。

◎ 7番（五十嵐捷爾）

関連で、以前に私もこの会でお願いしたことが有るんですけども、まずそれにはですね、学校の先生方にもお願いしたいなということは、知内にきた場合は、まず知内の事を知って欲しいということで、なかなかコロナの関係あってね、そういうことが出来なかったかもしれませんが、今後そういうの大分薄くなりましたので、赴任してきた新しい先生方にもまず知内の事を知ってもらう。そして子ども達にこういう事だから町の為になるような人間になって下さいとあって、そういう教育が出来ると思うんですよ。私達はそういうふうにして習ってきました、小さい時から。町の為になれ、今大したなってるかどうか分かりませ

んけれども、そういう供給がとっても大事だということで前に教育長の時に話したら、そうしますということで回答頂いたこと有るんです。もし教育委員会の方で出来なかったら私が案内しても構いませんので、町の状況をお知らせする為に案内させて頂いて、そして実像を知ってもらわないとふるさとの子ども達に教育できないでしょ。農家の事でも漁業でも全部。そういうことを体験してもらってね、それから子どもに教えられると思うんですよ。私はそれをずっと思ってきました。ですから、その手助けはしますけども、出来る限り教育長の方でも教育関係でもそういうふうに携わって頂きたいという要望でございます。何かありましたらお願いします。

◎ 委員長（谷口康之）

教育長。

◎ 教育長（堂下則昭）

コロナの関係で、新任の先生達への町の紹介とは少し滞ってましたが、今年度進めております。来た時点でバスで見に行ってもらってます。あと知内町に関してもその辺の説明はさせて頂いてます。あと子ども達のことですけども、先程話してましたけれども、地域学校共同本部事業っていうのが昨年から活動として加わっておりますので、いろんな方達と小学生、中学生、高校生含めてコミュニケーションを取りながら町の活動について考えてもらっています。そのような形で少しずつ町の事に関しては子ども達に浸透していていると考えています。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

よろしいですか。

◎ 7 番（五十嵐捷爾）

はい。

◎ 委員長（谷口康之）

あとは質疑ございませんでしょうか。

ありませんか。

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

実績報告書の78ページです。知内の文化・スポーツ振興事業の助成実績ということで、これは恐らく遠征に行ったりする時の交通費だとか、そういう類いのことなのかなと思うんですけども、知内中学校にしてみれば、大体部活、知内高校も部活ですよ、社会人の方はまあお金持ってるんで、まあそこは良いのかなと思うんですけども、少年団の部分がですね、やはり備品の規格が変わりましたと、他所のチームと物が違うだとか、ボールの大きさが違うとかホームベースの大きさが違うとか、そういうのがあるらしいんですよ。それでその規格に違いを直すためには備品を更新しなきゃならないだろうと、小学校の方でその備品をやはり変えようと思っても、なかなか少年団の為に変えられるかってなれば、なかなか変えてもらえないみたいなんですよ。その辺りでなんとか少年団の方に皆さん頑張っているんでね、コーチ、監督、皆さんなかなか自腹切りながら、やっている部分があると思うんです。その辺りをなんとか要望した金額万度ではないですけども、見てもらえることが出来ないのかなというような要望なんですけども、その辺りお聞きします。

◎ 委員長（谷口康之）

スポーツ振興係長。

◎ スポーツ振興係長（上野英孝）

ご説明致します。各スポーツ少年団には毎年町から、スポーツ協会から活動助成金というもので年間数万円ですが、活動に充てて頂いております。各団体の備品購入に充てている団体もありますし、例えば野球でいうとベースがサイズが変わったってなればスポーツ振興係の一般会計の中から備品として購入してしおさい球場に設置するとか、それぞれの利用団体の皆さんからのご要望にはお応えしておりますが、例えば他の団体と合併した団体でご要望を頂いているというような団体は承知しておりませんので、何かそのようなご要望があれば、予算の範囲内になります。予算が例えば膨大な額になりますと、翌年の備品購入費ということで充てるということも可能ですので、そのような形で活動の助成をしてさせて頂いております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

5番、山田委員。

◎ 5 番（山田顕人）

まずマンドに1回備品の更新出来るかっていうこともやはり無理だと思います。予算もありますので。ただしおさい球場あたりは、やはり町の持ち物なので、その辺りやっつけいけるのかなという気はするんですけど、やっぱり小学校と少年団の関係ってなかなか難しいのかなという部分がありまして、少年団が小学校に要望してもなかなか難しいよということで、やはり言われると、ただ団体の方から幾らか数万円のくるものもあるかもしれない。その辺くるものも有るかもしれない、その辺ちょっと私理解してませんけれども、それでもやはりボールを1ダース買うといっても、6千なんぼ、7千円近くするもの、それを練習でひとつ買いました、試合球でも出しましたってなると、それがなかなか数万円じゃ年間通すと全然足りないよという話になると思うんです。それもマンドに町が持たなきゃならないって話じゃないですよ。当然保護者もいますので、そのあたりで、会費等で、賄わなきゃならない部分も有るんでしょうけども、やっぱりグラウンドのホームベースだとかそういう備品に関しては、なんとかしてやりたいなつて思いがあるんです。知内の子ども達なんでね。その辺を理解して少し予算付けして頂ければというふうに思います。

答弁いりません。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

あと質疑ございませんでしょうか。

ありませんか。

8番、木村委員。

◎ 8 番（木村 一）

8番、木村。実績報告書の73ページ。令和4年度の心の教室相談員相談件数実績。

これを見れば、令和3年度から4年度にかけて学校生活に不安を抱えているから、これだけ件数が増えているのか。生徒の相談なんだな。それに併せて教師からの相談が、4年度は減っていると。40件から3年度から見て、4年度は29件、どうもこう考えれば令和3年度は20件でありながら、学校生活に不安を抱えているのは20件でありながら、教師からの相談が40件もある。4年度は学校生活に不安を抱えてる人が33に対して、教師の相談が少ないと。なんか相反する理屈が合わないような気がするけども、この辺はどういうふうにして見るの。

◎ 委員長（谷口康之）

教育長。

◎ 教育長（堂下則昭）

お答え致します。相談員なんですけれども定期的に小学校、中学校、高校に来てもらっています。それでその学校にいる訳なんですけれども、例えば子ども達が相談出来るんだよということを子ども達にいろいろ話をして、なかなか子ども達が相談に来なかったりすることもあります。そうすると先生がこういうような状況で、こういう形になってます。こういう生徒もいます。その辺の取り扱いは、こういうふうにしていますけれども、ということで相談したりということがあります。

ですから、ここにいろいろ分かれて書いていますけれども、分けて書かなきゃいけないので件数はこうなってるんですけれども、総合的な相談であったり、そして先生達からの相談であったりということもあるものですから、増えたから学校がどうなっているのかとか、先生達からこうなってるけれども、先生達対応大丈夫なのかという、直接結びつく数字ではございません。ですから、いろんな形の中で多様な子ども達がいる中で、家庭と連絡を取ったりして保護者に来て頂く事もあれば、子どもに対してこういう今先生来てるから、相談してごらんというふうに、こちらから声を掛けて相談をさせたり、或いは今こういうような事があるので、繰り返しになりますけれども、こういうような事でやっていますという先生方の相談があったりというような事で、全般的な形として見て頂ければ良いのかな。

特に大きな問題があって、どうこうという事では認識していない状態です。よろしいでしょうか。

◎ 委員長（谷口康之）

8番、木村委員。

◎ 8 番（木村 一）

今教育長からの答弁で特に大きな問題で、数字で出て来たから若干不安を見て、本来なら比例していくような感じもするんですけれども、3年度と4年度だと反比例しているような形になっているから、何でこういう数字が出てきたのかというふうに、一応子ども達の事を先生が把握してないのかなと勝手に解釈した次第でございますけれども、そういう答弁なら分かりました。数字がそもそも出てるからって、この通りということではないんだな。数字だけで見れば、いろいろな要因があってこういう数字が出てきたと、そういうことですね。分かりました。

◎ 委員長（谷口康之）

答弁はよろしいですか。

あと質疑ございませんでしょうか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、教育委員会関係の質疑を終わります。

以上で款ごとの歳出に関わる質疑は一通り終わりましたが、歳出全般にわたって質疑もれの方ありませんか。

7番、五十嵐委員。

◎ 7 番（五十嵐捷爾）

7番、五十嵐です。ちょっと質問する項目を間違えましてごめんなさい。時間頂いてありがとうございます。以前にですね、1回私お話をさせて頂きましたけど、ドローンの利活用の

事で企業から寄附頂いた時に良い物を頂いたなということで、それを有効活用して下さいということで話した経過ございます。それで今現在ですね、ドローン他に森林の方の計画で買ったドローンもあったというんですけども、どのような活用をしているのか、ちょっと内容を聞かせて頂きたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

総務係長。

◎ 総務係長（赤松拓也）

ご説明致します。ドローンの活用ですけども、令和4年度の実績からまずは申しあげます。まずですね、職員4名操縦できる資格を持っておりまして、その職員の操縦訓練を2回定期的に行っております。その他に強風等で屋根が剥がれたとか、そういった部分の防災面ですか、そういった時に上空から屋根の損傷状況を確認するのに活用しております。それで以前ですね、観光面での活用だとか、風景での活用というのも委員の方から仰られたことを記憶しておりますけれども、現在ですね、それも検討したんですが、移住向けPR動画の方でより高性能のドローンを活用して、撮影したコンパクトにまとめた動画があるんですけども、そちらを町のウェブサイトだとかユーチューブに掲載していますので、最近はそういった使い方をしております。

あとは観光協会の役員の方も自前の高性能のドローンで撮影したもの、SNS等で発信をしておりますので、当町の使う機材よりもより良い物で撮影している動画がありますので、そういった動画の提供を受けながら、素材として町は活用していきたいと考えておりますし、あと過去にDVDにして販売してということもあったんですけども、そちらですとDVDを制作する費用だとか在庫を抱えた場合の販売とか、そちらの面でリスクがちょっとありますので、最近はですねユーチューブに簡単に掲載する事も出来ますから、それだといつでもどこでもスマートフォンでも確認することが出来ますので、そういったやり方で空撮を配信していきたいと考えております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

7番、五十嵐委員。

◎ 7番（五十嵐捷爾）

そのユーチューブで進歩してはますけれども、それらを活用出来ない人も沢山いると思うんですよ。私もその方ですけど。そしてDVDにやって経費係るの分かるんですけども、それを有料で希望者に配布するという手も有るんじゃないかと思います。そしてふるさと創生の方達に送るとか、町で上映するとか、それから私達も家族町内町外に出ている人達にもそういうのを送って、ふるさとの良さを知ってもらって宣伝してもらおうという面でも、DVDが私は良いんじゃないかなということで最初意見を述べさせてもらった記憶があるんですよ。だから係る経費分かります。でもその分、私の考えですよ。取り返し出来るだけの注文がくると思うんです。私、有ったら10個欲しいんです。と思ってます。だからDVDにまとめて希望者に販売するという方法も1つの提が有るんじゃないかと思うんですけど、その辺のところお考えありませんか。もう一度。

◎ 委員長（谷口康之）

総務係長。

◎ 総務係長（赤松拓也）

ご説明致します。DVD化するにはですね、撮影した方の著作権だとか、映ったものの肖

像権とかございますので、そういったものがクリアしてDVD化出来るようであれば、そういったニーズがあればですけども、関係者の中で協議をして実現していくかどうかも含めまして観光部署の方とも協議していきたいと思っております。

◎ 委員長（谷口康之）

7番、五十嵐委員。

◎ 7番（五十嵐捷爾）

是非お願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

4番、城地委員。

◎ 4番（城地秀樹）

実績報告書の75ページをお願い致します。令和4年度知内高校生各種検定受検状況というものが載っております。これを3年度と4年度見比べると、残念ながら4年度はですね、せっかく助成しようとしてますけれども、受験者数が非常に減っております。高校として推奨していないのか、まずお伺い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

知内高校事務長。

◎ 知内高校事務長（南 和敏）

ご説明します。高校生各種受験の関係です。委員が仰るように3年度から4年度、受験者数が減っております。この要因については、生徒数も勿論減少している部分もありますし、ずっと中学校、小学校、高校ということで、各種受験の部分で助成しているんですけども、高校に来た時には、より高度な受験、英検でいうと2級、あと漢検でいくと2級、難しい試験になりますので合格率の部分については毎年ご指摘頂いていた部分もあるので、何とか合格するような形で学校の方で取り組んでおりまして、確実に合格する部分で取り組んだ中で、結果ちょっと受験者数も減った部分もありますし、大きな要因は生徒数も減っている部分もあるということで、ご理解頂ければと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

4番、城地委員。

◎ 4番（城地秀樹）

まず、進学、特に就職っていう想定した場合、企業としてはやっぱり有資格っていうのは非常に重要視される部分だと思っています。その中で、やっぱり生徒にですね、意識付けとして自己啓発ですね、やっぱり1つでも多く高校にいて何か残していくというものを必要かなと思っています。やっぱり自分も社会に出ているんな資格を受けてきました。それは確かに職場でも進めていましたけれども、やっぱり最後は自分なんですね。自分の意思で何処までやっぱり努力出来るか、高校は高校で勉強、資格は資格、出来ると思います。是非これは進めて頂きたいと思います。要望でございます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

答弁はいらないですか。

◎ 4番（城地秀樹）

はい。

◎ 委員長（谷口康之）

あとは質疑もれございませんか。
よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで歳出全般の質疑を終わります。
説明員の入れ替えが終わっていますので、次に歳入の質疑を行います。
歳入は一括して質疑を行います。
質疑ございませんでしょうか。

5番、山田議員。

◎ 5 番 (山田顕人)

実績報告書の31ページ、32ページです。不能欠損の部分ですけども、32ページの表を見ますとですね、令和3年度は整理機構に出したものの、回収されたものが45万7千円。令和4年度は、121万円回収されています。負担金が80万円程なので、令和4年度は似合ってるような形にはなっているんですけども、令和3年度に関しては、徴収した金額よりも負担金の方が大きかったという事で似つかわしくなかったのかなと思います。この表の中でですね、固定資産税が令和4年度の方ですね、1件有りまして91万5,600円今税の滞納があると。収入額がゼロになってますので、回収出来なかったよということだと思っんですけども、予算書の方にも131万円かな、不納欠損出ています。この辺り不納欠損もこの1件の中に不納欠損も入っているのか入っていないのか、その辺りお聞かせ願います。

◎ 委員長 (谷口康之)

税務会計課長。

◎ 税務会計課長 (佐藤辰治)

ご説明致します。32ページの滞納整理機構への徴収委託分の固定資産税の91万5,600円になりますが、こちらの方ですね、徴収困難な状況で町としても依然より課題としておりました。その案件につきまして、土地等の差し押さえ処分により、第3者への所有権移転等をされる前に差し押さえが可能ではなからうかということで、その辺の手続きを滞納整理機構へ委託したところではあります。現状国外に転居されている状況の方なので、このへんで滞納整理機構としての徴収は困難及び差し押さえ着手だとか、所有権移転等におきましても、国外での所在が掴めない状況で、滞納整理機構としても徴収困難という状況でうちの方に戻ってきております。なので、引き続きというよりも、それを受けて町としても徴収が厳しいということで戻ってきた時点で、処分停止をかけさせて頂いておりますので、3年後、その状況が変わらない限りは、不納欠損という形で処分される事になります。以上となります。

◎ 委員長 (谷口康之)

5番、山田議員。

◎ 5 番 (山田顕人)

分かりました。決算書の方の131万4千円の不納欠損の中身には含まれていないということで理解しました。これも後々3年後位になると不納欠損に出てくるという事なんです。分かりました。

31ページの方で不納欠損の理由ってものが書かれております。だいたい滞納処分することが出来る財産がなく、本人は亡くなったということが、それが停止から3年間継続しているという事で欠損理由になっていると思うんですけども、こういう部分ってやっぱり生きて

る時に回収出来るものは無かったのかっていう、どうしても駄目だったのかな、亡くなってしまうと無理なので、生きてる時に回収する行為というのは、やっぱりやってたかとは思いますが、その辺り回収できれば1番良いんでしょうけども、ただ回収出来ない理由が亡くなってしまったから、この理由になってしまっただけであって、亡くなる前はどうかだったのかなということで、ちょっとお聞きします。

◎ 委員長（谷口康之）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

ご説明致します。それぞれ税によって案件が異なりますが、例えば固定資産税等であれば、3年前に処分停止かけております。3年前に相続人が放棄によっていないというケースもあれば、それ以前から滞納になっていて以後亡くなったという事案もありますし、そこまでに至るまでは預貯金操作だと調査をした上で、差し押さえの執行をしておりますが、そこに滞納に至ったということになりますとやはり差し押さえ調査、財産調査においてそのような財産が無いというような整理の基に処分停止、その状況が変わらず不納欠損というような状況の案件になっているものとなっております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

5番、山田議員。

◎ 5番（山田顕人）

確かに悪質な物に対してはですね、やはり滞納整理機構の方に回すというような流れにはなっていると思うんですけども、やはり税金なんでね、公平公正そちらの方を保って頂きたいなという部分もありまして、それで税収の方励んで頂きたいなということと、もう1つ決算書の40ページですか、一番最後の歳入の合計の部分で収入未済額1,764万某残っています。先程質問させてもらった奨学金の関係、今400万某ありますんでね、それに関しては、短期で直ぐ戻ってくる物でも無いので、後々回収する話だと思うので、それを差し引いたとしても1,300万円程未済額で残っております。

1,300万円というのは、やはり後々不納欠損の方に移行になってしまっていくのか、若しくは回収見込みがあるのか、その辺りもうちょっとお聞き致します。

◎ 委員長（谷口康之）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

決算書5ページの未収入額1,773万4千円の内訳といいますか、そちらの方について説明となりますが、今仰られた教育振興基金を除いた1,400万円程、国営の分だとか税の分だとか、先程産業振興課長の方から国営の分については、納付完納になったということで数字的にはここには出てますが、今現在では完納になっておりますし、あと大きなものになりますと住宅使用料になってきます。住宅使用料ですが、以前にもお話した通り税関関係であれば強制徴収も出来る債権であります。ただ公営住宅料と言いますと、強制徴収の出来ない債権となり、裁判所への申し出、許可等によって調査、差し押さえという手続きが必要になります。そもそも公営住宅というのが、低所得者の入居ということで入居されている方も所得があまり無い方という状況の中で、いざその調査、裁判所の方に許可をもらって調査をしたとしても、財産の状況が徴収に結びつく結果にはないものかと思われまして。なので、そこはなかなか課題としてはありますが、着手出来ずしております。ですがその滞納の状況に

つきましては、安い住宅への住み替えだとかそういうことを進めた中で、あとは日々貯まると払えなくなってしまうというケースが大きいので、毎月必ず納めて頂くような形で相談等を含めて進めている状況です。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

5番、山田議員。

◎ 5 番（山田顕人）

知内の場合、ほんとにね、徴収率98%でしたっけ、かなり良い確率で徴収されているので、皆さん努力されているんだろうなというふうは思います。ただやっぱり先程も言ったように、公平公正、その辺りを重視するとやはり当りに払っている方がちょっと馬鹿みるよというような形にならないような流れで、皆さん頑張ってもらいたいなというふうに思います。以上です。答弁ありません。

◎ 委員長（谷口康之）

質疑ございませんか。

10番、伊藤委員。

◎ 10 番（伊藤政博）

5番委員に関連します。先程言いましたけれども、決算書見て収入の分では不納欠損の部分と収入未済額が気になるというお話しました。今説明があったとおり、税についてはですね、課長からお話あったように強制執行までもやっているんですから、そういうふうな形でやっていけば良いんですが、決算書の38ページ、39ページです。町税の部分はそれで良いと、それから12款の負担金は国営の分ですからそれは入ったと、それから13款の使用料は住宅使用料でこれはなかなか難しいと、16款の財産収入の部分、土地の貸付料だと思うんですが71万円残っております。この中身についてまずお知らせ下さい。

◎ 委員長（谷口康之）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。16款の財産収入の未収入の分でございます。この部分の予算書には土地の貸付の部分もありますけど、公営住宅以外の住宅、投資住宅、移住促進住宅等の貸付料も入っております、その部分の未収入額それがここの部分に入ってきているということでございます。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10 番（伊藤政博）

税以外のなかなか強制執行できない、裁判所の許可がなければできない部分の収入未済額っていうのが増えてきてるんですね。増えてきているというかずっと残ってきています。先程介護保険料の不能欠損もありましたけれども、あれも介護保険料ですからなかなか強制執行みたいにはできないと思うんですが、そういうふうに税と違った裁判所の許可がなければ、強制的な執行ができない案件についてですね、なかなか本人の理解を得たり、財産の調査もしてるんでしょうけども、難しい部分があると思いますけども今後どのような形で進めていくのかずっと決算書に毎年残ってくる訳ですけども、どっかでやはり不納欠損をせざるを得ない部分が出てくると思うんですが、基本的にはどんな対応をされているのかお尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

公営住宅と含めて私の方からご説明させていただきます。公営住宅の方は、先程私の方から説明した通りで、他の財産使用料等についても民事債権という形で、例えばですね移住促進住宅とかになります。こちらの方以前より滞納がずっと続いてた方になります。粘り強く折衝交渉した甲斐というか、結果として少しずつではあります。毎月納入して頂くような形で、例えば一般会計の審査意見書の16ページを見て頂きたいんですが、若干前年比で比べましても、若干ではあります。増えずに減少しているという状況なのでその辺は相談だとか、そういう形で自主的な納入を進めていきたいと考えております。以上になります。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

ほんとに難しい部分だと思います。裁判所に申請してむしろ経費がかかって変わってしまうかもしれませんけども、そういう形でやるということも1つの今後のですね、滞納を防ぐ為にもですね、そういうことも考えた方が良くはないのかなというふうに思っております。

もう1点別な方をお尋ねします。実績報告書の32ページ、先程質疑ありましたけども滞納整理機構、4年間マイナス20万、回収出来なかったのが80万9千円の負担金でもここはプラスになったわけですが、令和3年については、それはなかった45万に81万かかっているわけですか、前から、知内町の場合、先程皆さんからお話あったとおり、税の徴収が非常に良くなってですね、滞納整理機構の回す部分もほとんど無くなってきているということもあります。滞納整理機構が作った目的はやはり、まだ各町村の徴収業務がきちんと出来ていないので、滞納整理機構でそういう見本を示してそこに職員を派遣してもらってですね、職員がノウハウを身につけてそれぞれの町村できちんと執行すると。

そういう1つの教育期間みたいな要素もあって作った組織でありまして、知内町はそういうことでそこに派遣された職員が頑張ってもらって税の徴収体制できて、ほんと今滞納整理機構に回すものは無いという状態になってます。そういうことを考えるとある意味抜けてもいいのかなと思っています。あまり抜ければ負担金の問題があつてなかなか残った人達で維持していくのが大変だという話もあつたりしてですね、非常に微妙なところなんです。滞納整理機構のできた当初の目的から考えれば自前でできるところは抜けていって良いような組織だろうと私は理解しているんですが、今後どのようなふうにするつもりでいるのか滞納整理機構ですね、お考えお知らせ下さい。

◎ 委員長（谷口康之）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

ご説明申しあげます。滞納整理機構ですが、平成16年度に設立されまして5年に1度検証という形で状況を確認しまして、令和4年度に第3回目の検証というものが実施されました。その中では当町を含め17団体全ての団体において、存続、必要性、滞納整理機構はまだ必要だということで整理されております。その中で当町においても課題として、現実的に昨年負担金を割れるという状況もありましてので、例えば先程申しあげた私債権の徴収受託だとか介護保険料、後期高齢者保険料の受託、滞納整理機構で集めて頂くという事がお願

いけないだろうかという事も含めて当町からは要望をさせて頂いております。ただ他の管内的な状況としましては、今受けている四税だけで十分機能を果たしている状況が半分以上に占めているものですから、その他の私債権だとかまではまだ必要無いよというような意見も多いものですから、そういうような状況でもありますが、ただそれに併せて先程議長の方からお話ありました通り、当町としましては職員研修の意味も含めて私債権だとかそういうものも含めた研修を含めて実施して頂きたいということで、昨年私債権に関する職員研修というものも滞納整理機構の方で実施されておりますので、当面の間は当町としても滞納整理機構という受託というものが要ということで考えております。以上となります。

◎ 10 番 (伊藤政博)

了解しました。

◎ 委員長 (谷口康之)

よろしいでしょうか。

あと質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようなので、これで歳入の質疑を終わります。

これから決算全般にわたる総括質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番、木村委員。

◎ 8 番 (木村 一)

事業実績報告書13ページ。婚活イベントで町が企画実施する事業、事業予算86万円

これが100%執行されていますけども、効果としてどうでしたか。

個人情報保護もある関係から。

◎ 委員長 (谷口康之)

政策調整課長。

◎ 政策調整課長 (三原知明)

ご説明します。令和4年はリアル対面の開催とオンラインの開催と1回ずつやって2回合せて、それぞれでカップルも成立しております。数で言いますと4組成立をしています。

◎ 委員長 (谷口康之)

8番、木村委員。

◎ 8 番 (木村 一)

凄いな確率で成功しているような感じを受取ります。今後共こういうのは町が企画する事業で継続して続けていってもらえたら我が町も人口も徐々に増えていくのではないかというふうに認識しておりますけれども、そのような事でこの事業は継続して続けて欲しいという要望あります。

◎ 委員長 (谷口康之)

あと質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんでしょうか。

5番、山田委員。

◎ 5 番 (山田顕人)

前半のですね、総務課のシステム改修の件、やはり予算計上していないという事と当然議会を通していないと、これは議会無視だということでもあります。それとその後の予算流用のちょっとしたミスと自治法にも触れているということでもあります。職員全体の意識向上というようなこともありますし、周知もしなきゃならないということでもありますので、反対意見を述べさせてもらって皆さんそれでこのことを重んじてもらえればなというように思っただけ今回は私反対させていただきます。

◎ 委員長（谷口康之）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、これから認定第1号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第1号、令和4年度知内町一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

ここで暫時休憩したいと思います。

再開は、午後2時40分です。

（ 休憩 午後 2時25分 ）

（ 再開 午後 2時40分 ）

● 認定第2号 令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第2、認定第2号、『令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

西内代表監査委員。

◎ 代表監査委員（西内貞治）

それでは、国民健康保険事業特別会計審査意見を述べさせていただきます。

お手元の資料の19ページをご覧くださいと思います。

令和4年度の国民健康保険事業特別会計、歳入歳出決算の歳入総額は5億688万1千円、歳出総額は4億9,380万5千円で、対前年度比では、歳入は4.7%、歳出は5.3%の減となっています。

本年度の実質収支は1,307万6千円で、これから前年度実質収支を差引いた単年度収支は、226万9千円の黒字となっています。

次に決算状況ですが、①の歳入、②の歳出については、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しをいただきまして、資料21ページの収納状況について、若干述べさせていただきます。令和4年度における保険加入世帯は606世帯で、令和5年度3月末における町の全世帯数が1,931世帯となっており、加入割合は31.4%となっております。

国民健康保険税における収納状況は、調定額が1億1,595万8千円に対し、収入済額が1億1,018万1千円で、収納率は95%となっております。そのうち現年度分は調定

額1億995万2千円に対し、収入済額が1億711万9千円で、収納率は97.4%となっています。

滞納分については調定額600万6千円に対し、収入済額が306万2千円で、収納率51%となっております。

また、現年度分の収入済額は、前年度と比較して1,737万3千円の減、滞納分は15万1千円の減となっています。不納欠損処分額については、5件の34万5千円で前年度と比較して20万1千円の増となっております。以上でございます。

◎ 委員長（谷口康之）

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明をお願いします。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

それでは、令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。令和4年度知内町各種事業会計歳入歳出決算書の116ページをご覧ください。歳入総額は5億688万1,458円、歳出総額は4億9,380万5,122円、歳入歳出差引残高は1,307万6,336円です。次のページをご覧ください。実質収支につきましては、1,307万6千円となっております。

118ページをご覧ください。歳入からご説明致します。収入済額の主なものを説明致します。まず1款国民健康保険税は1億1,018万1,099円で、不納欠損額については5件で34万5,100円、収入未済額は543万1,899円となっております。3款道支出金は3億3,797万602円、主なものは道からの普通交付金と特別交付金です。1款国民健康保険税から7款諸収入までの合計につきましては、5億688万1,458円となっております。

次に歳出の支出済額の主なものを説明致します。124ページをご覧ください。2款保険給付費3億2,080万1,955円、これは療養給付費や高額療養費等となっております。次に3款国民健康保険事業費納付金、1億3,948万8千円、北海道への納付分です。1款総務費から10款予備費までの合計につきましては、4億9,380万5,122円です。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎ 委員長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

2番、笠松委員。

◎ 2番（笠松悦子）

あのですね、また多分今年も積み立てていくんでしょうね。残ったのはね。その中の使い道とかって、何かただ積立だけで終わるんじゃなく何かの積立とか予定してるのであれば、確か5年度からは、健康保険税が下がったような気がしたんですけども、今年度の決算の方

で残った分って何か考えがありましたら。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

ご説明致します。4年度末でですね、基金の残高が1億4千万円となります。令和4年度の条例改正によりまして、5年度からは税率を引き下げて課税しておりますので、税収は下がりまして国保会計全体としましては、毎年度1千万前後ですね、基金から取り崩すというイメージを持っております。

◎ 委員長（谷口康之）

2番、笠松委員。

◎ 2番（笠松悦子）

春の予算の時にも私、带状疱疹の予防接種にも少し回してもらえないかということで、多分予防接種料安くなったと思うんです。これから今コロナの問題でコロナのワクチンも5類に入ったということで、今年度は私達勝手な考えですけども、国民の考えですけども、今年度のワクチンは多分無償でやって頂くということ。その中で来年度からのがまだ見えない状況の中でいて、ワクチンまた、今知内ってインフルエンザも普通3千円以上もするのが、1千円で受けられるということ、凄く安く私達は受けさせて頂いているんです。だからそういうような感じで、例えばコロナワクチンが有償になった時にそういう事なんかもしてくれるようなことも考えているのか、本当知内は医療に関して凄く手厚い町だと思うので、それとそれから今検査料、コロナになったかと思って検査に行っても検査料実費ですよ。それで受けなくてもしかしたら広まってるっていう可能性が無いとも限らないので、そういうことに対する国民健康保険の方から、少し回してもらえないかなという考えもあるので、いかがでしょう。

◎ 委員長（谷口康之）

町長。

◎ 町長（西山和夫）

今回前年度の約束事として、今年度から税率下げます。国保税。その為には基金が1億4千万円有るので、統一北海道に一元化して12年度から3方式に統一することになっていきます。それまでにある程度賦課金として払っていますけども、1億4千万円あるやつを1千万円ずつ毎年取り崩して最終的には5千万円、6千万円のラインに抑えましょうということで、今回いろいろ国保税含めて軽減措置をしたということで、今議員言われてるのは、事業の関係ですので、それはそれでいろいろ意見統一しながら、どうしていこうかという中で軽減できるものは更に軽減していくということになりますので、これとまたちょっと我々とすれば税率をまず基金の使い方とすれば、国保の負担を下げるということで、まず1千万円ずつ取り崩していくという方向見てましたんで、それは事業としてまたその予算内でできるのであれば、またちょっと追加することでできるのであれば、それはそれで考えていきたいなと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

2番、笠松委員。

◎ 2番（笠松悦子）

良く分かります。税率下げていく仕組み等も分かります。その中で並行しながら、住民還

元も考えて行政を行って頂きたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立お願いします。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第2号、令和4年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

● 認定第3号 令和4年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第3、認定第3号、『令和4年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮りします。

監査委員の審査意見及び質疑は省略させていただきます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、そのように取り扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明をお願いします。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

それでは、令和4年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。令和4年度知内町各種事業会計歳入歳出決算書の133ページをご覧ください。歳入総額は7,870万9,921円、歳出総額は7,765万7,798円、歳入歳出差引残高は105万2,123円です。

次のページをご覧ください。実質収支につきましては、105万2千円となっております。

次に135ページをご覧ください。歳入からご説明致します。収入済み額の主なものを説明致します。まず1款後期高齢者医療保険料は4,953万6千円、収入未済額は35万7千円となっております。3款繰入金は2,910万266円、1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの合計は7,870万9,921円となっております。

次に歳出の支出済み額の主なものを説明致します。138ページをご覧ください。1款総務費397万932円、内容は検診費用やシステム利用料等となっております。2款後期高齢者医療広域連合納付金7,368万6,866円、1款総務費から4款予備費までの合計は7,765万7,798円です。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひします。

◎ 委員長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願ひします。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和4年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

● 認定第4号 令和4年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第4、認定第4号、『令和4年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮りします。

監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、そのように取り扱ひ致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明願ひします。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

それでは、令和4年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。歳入歳出決算書142ページをご覧ください。歳入総額は5億8,521万9,082円、歳出総額は5億2,515万594円、歳入歳出差引残高は6,006万8,488円です。

次のページをご覧ください。実質収支につきましては6,006万8千円となっております。

次に144ページです。歳入からご説明致します。収入済額の主なものを説明致します。まず1款介護保険料は9,502万9,700円で不納欠損額については2件で8万6,800円、収入未済額は73万1,100円となっております。3款国庫支出金は1億3,785万6,710円、介護給付費にかかる国庫負担金、補助金となっております。4款支払基金交付金1億2,505万9千円、社会保険支払基金から交付される交付金となっております。5款道支出金7,396万2,129円、介護給付費にかかる道支出金補助金となっております。1款保険料から9款諸収入まで、歳入合計は5億8,254万9,082円となっております。146ページをご覧ください。介護サービス事業勘定の合計は267万円となっております。その次のページ147ページです。歳入の総合計は5億8,521万9,

082円となります。

次に歳出の支出済額の主なものを説明致します。156ページをご覧ください。2款保険給付費4億2,598万4,194円、保険給付費や高額介護サービス等給付費等となっております。4款地域支援事業費4,867万4,022円、介護予防生活支援サービス事業費や一般介護予防事業費等となっております。5款諸支出金2,332万826円、前年度の介護給付費負担金等の返還金となっております。歳出総額は5億2,248万594円です。158ページをご覧ください。介護サービス事業勘定の歳出合計が267万円となっております。次の159ページですが、歳出の総合計は5億2,515万594円となります。以上で介護保険特別会計の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひします。

◎ 委員長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願ひします。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第4号、令和4年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

ここで説明員を入替えますので、時間を頂きます。

● 認定第5号 令和4年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

日程第5、認定第5号、『令和4年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮りします。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、そのように取り扱ひ致します。

次に歳入歳出決算書並びに主要施策・事業等説明資料の11ページに基づき、決算内容を歳入歳出一括説明をお願いします。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

それでは、令和4年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明させて頂きます。この特別会計におきましては、令和5年3月31日をもって公共下水道特別会計が公営企業会計に移行致しましたので、特別会計として最後の決算となります。例年であれ

ば、4月1日から5月31日の出納整理期間に前年度分の出納整理を行っていましたが、会計を打ち切ったことによって令和4年度分を4月以降に出納したのものに関しましては、公営企業会計の方に移行しており、この特別会計決算には含めておりませんので歳入歳出共に前年度と比較すると大幅に金額が変わっておりますので、御理解願います。

それでは決算についてご説明致しますので170ページをお開き下さい。歳入が1億5,228万621円、歳出が1億3,937万7,617円、歳入差引残高が1,290万3,004円であります。この歳入歳出差引残高の1,290万3,004円については1度公営企業会計に収納し、令和5年4月1日以降に出納しました令和4年度分の金額を差引いた残額を本年12月議会において一般会計に繰出すことと致します。

続きまして、173ページをお開きください。歳入、歳出につきましてご説明致します。歳入につきましては収入済額、歳出につきましては支出済額でご説明致します。

歳入であります。1款使用料及び手数料3,412万7,654円。1項使用料3,334万414円、有収水量約255,484m³、前年比約31,642m³が減となっており、その為使用料が減となっております。2項手数料78万7,240円これは工事検査料と浄化槽の汚泥処理手数料であります。2款国庫支出金1,262万850円、これはクリーンセンター電気設備更新工事及びマンホールポンプ所更新工事分で補助率1/2であります。3款繰入金1億230万円。4款繰越金323万2,117円。5款諸収入は4月1日以降の調定となっておりますので、0円となっております。6款町債も4月1日以降の調定となっておりますので、0円となります。歳入合計が1億5,228万621円であります。

続きまして、歳出をご説明致しますので、177ページをお開きください。歳出であります。1款総務費7,138万6,544円。主なものと致しましては、1項総務管理費、1目一般管理費、2目施設維持費であります。2款公債費6,799万1,073円。歳出合計1億3,937万7,617円であります。また歳出に関しましても、会計移行により、打ち切りをしたことによって7月1日移行に支払いを行ったことにより、工事請負費に於いて多額の不用額が計上されております。

続きまして、令和4年度主要施策・事業についてご説明させていただきます。説明資料11ページをお開きください。ナンバー124、125、1項総務管理費、1目一般管理費で法適用化移行支援委託業務に539万円、公営企業会計システム改修事業を313万5千円で実施しております。これは令和5年4月に特別会計から公営企業会計へ移行する為に実施したものであります。ナンバー126から129、2目施設維持費で、ストックマネジメント計画により機能確保の為、電気及び計装設備やマンホールポンプの更新を行う為、知内町クリーンセンター電気設備更新工事を656万7千円、ナンバー1,130番マンホールポンプ所更新工事を1801万8千円で実施しております。また中の川河川改修工事に伴いまして、中の川橋架替水管布設工事を1,947万円で実施しております。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長 (谷口康之)

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第5号、令和4年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

● 認定第6号 令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長 (谷口康之)

次に日程第6、認定第6号、『令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮りします。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、そのように取り扱います。

次に歳入歳出決算書並びに主要施策・事業等説明資料の11ページから12ページに基づき、決算内容を歳入歳出一括説明をお願いします。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計決算についてご説明致しますので、179ページをお開きください。この会計につきましても、公共下水道事業特別会計と同様に特別会計としては最後の決算となりますので、よろしくお願い致します。

歳入が2,374万747円、歳出が2,087万3,124円、歳入歳出差引残高が286万7,623円です。この歳入歳出差引残高の286万7,623円は、公共下水道事業特別会計と同様に1度公営企業会計に収納し、令和5年4月1日以降に出納致しました令和4年度分の金額を差引いた残額を本年12月議会に於いて一般会計に繰出す事と致します。182ページをお開き下さい。歳入、歳出につきましてご説明致します。歳入につきましては収入済額、歳出につきましては支出済額でご説明致します。

歳入であります。1款使用料及び手数料272万6,296円。これは、有収水量約22,802^m、前年比1,203^mの減により使用料の減となっております。要因と致しましては、人口減少が考えられます。2款繰入金2,013万円丁度です。3款繰越金88万4,451円。4款諸収入はありませんでした。5款国庫支出金は4月1日以降の調定になっておりますので0円となります。6款町債も4月1日以降の調定となっておりますので、0円となります。歳入合計2,374万747円であります。

続きまして、歳出をご説明致しますので、185ページをお開きください。

歳出であります。1款総務費975万3,677円。主なものと致しましては、1項総務管理費、1目一般管理費が88万4,451円、これは繰出し金になります。2目施設維持

費 886万9,226円。主なものと致しまして、クリーンセンター維持管理委託費 473万7,938円となっております。2款公債費 1,111万9,447円。歳出合計 2,087万3,124円であります。

続きまして、令和4年度主要施策・事業等をご説明させていただきます。資料の11ページをお開きください。ナンバー130、1項総務管理費、1目一般管理費で、公共下水道と同様に会計の法適用化移行支援業務を324万5千円で実施しております。また、ナンバー131から133、2目施設維持費において、ストックマネジメント計画により機能確保の為、クリーンセンター電気設備工事と委託費を合せまして、611万6千円で実施致しました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 委員長 (谷口康之)

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願ひます。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第6号、令和4年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

● 認定第7号 令和4年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 委員長 (谷口康之)

次に日程第7、認定第7号、『令和4年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

西内代表監査委員。

◎ 代表監査委員 (西内貞治)

それでは、令和4年度知内町水道事業会計の決算審査意見書について述べさせていただきます。

なお、この会計については、一般会計に準じて審査を実施致しましたので、水道事業会計の2ページの1から4につきましては、省略させていただきます。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。令和4年度の水道事業収益は消費税抜きで1億2,795万4千円で、対前年度比では649万6千円(4.8%)の減、水道事業費用は1億3,520万7千円、対前年度比では1,320万円(10.8%)の増となっており、純損益は725万3千円となり、対前年度比では1,969万6千円(158.

3%)の減となっております。

主な要因としては、漏水箇所の増加に伴う修繕費の増加と、人事異動に伴う人件費の増によります。

また、収益率は94.6%で前年度比15.6ポイントの増となり、総配水量に対する有収率は75.7%で対前年度比6.2ポイントの減となっています。

資本的収入は消費税込で4,175万5千円で、対前年度比3,300万1千円(377%)の増となっています。資本的支出は7,263万3千円、対前年度比では1,559万4千円(27.3%)の増となっています。

資本的収支は、3,087万8千円の赤字となり、対前年度比で1,740万7千円(36.1%9の増となっています。この主な要因としては中の川橋架替布設工事によるもので収入に関しては、移設補償金の増。支出に関しては建設工事費の増によるものです。資本的収支の不足額3,087万8千円については、当年度分消費税及び地方消費税調整額168万2千円、減債基金1,329万2千円。過年度損益勘定留保資金1,590万4千円により補填したものです。

令和4年度末の水道料金等滞納状況につきましては、5ページの表5のとおりとなっております。水道料金等滞納につきましては、計画的に分納方式をとっているとともに、戸別徴収に鋭意努力しているものの、令和4年度末の滞納は件数で213件、金額で437万3千円であり、前年度に比べ件数で18件の増、金額で48万7千円の減となっておりますが、これは令和5年3月分使用料の一部が翌月の納入処理になったためであり、実質的には一時的なものです。

未収金、未払金、預貯金等及び企業債につきましては、記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しをしていただきたいと思います。

令和4年度の審査に付された水道事業会計の予算執行及び収入、支出等に関する事務については、適正に執行されたものと認めます。

有収率は漏水箇所が増加したことにより、75.7%とで前年度(81.9%)の6.2ポイントの減となりました。今後もこの有収率が増加されるよう努めていただきたいと思います。

また、予定される老朽化施設の更新事業の為、内部留保資金の枯渇も懸念されるなど、厳しい経営状況が想定されます。今後も一層の経営効率化に取り組み「安全」で「安心」な水道水を安定供給するよう努めて頂きたいと思います。以上でございます。

◎ 委員長(谷口康之)

暫時休憩致します。

(休憩 午後 3時41分)

(再開 午後 3時44分)

休憩を取り消し、会議を再開します。

事務局長からご説明を致します。

◎ 議会事務局長(上野真吾)

ご説明致します。今代表監査委員からの説明審査意見でございますが、(1)の収益的収入及び支出の2行目からの数字につきましては、税抜価格ということで表記してありますが、先程監査委員からの説明では、税込価格での説明となっておりますので、改めて意見書の

方の数字は間違っているものではございませんので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

よろしいでしょうか。

よろしいですね。

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に決算書並びに主要施策・事業等説明資料の12ページの内容について収入支出一括説明をお願いします。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

令和4年度知内町水道事業会計決算についてご説明致します。190ページをご覧ください。

（1）収益的収入及び支出であります。収入からご説明致します。1款水道事業収益で1項営業収益が1億1,590万8,563円、1目給水収益で令和4年度に比べ給水料が約57,000m³現象によるもので特に北海道電力知内発電所が約7,000m³、三洋食品が22,000m³減少で当初予算額に比べまして、402万7,437円程減となっております。2項営業外収益が2,251万2,936円、3項特別利益が3,672円、これは過年度未収金の修正に伴うものであります。以上、水道事業収益決算額合計で1億3,842万5,171円となります。

次に支出であります。1款水道事業費用、1項営業費用1億3,431万317円で不用額は355万8,026円発生しております。主なものと致しましては、1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費で不用額が発生しております。いずれも修繕費になります。2項営業外費用734万9,381円で消費税額の不足により、1項営業費用及び4項予備費より、150万2千円を流用しております。3項特別損失6,719円。4項予備費はありませんでしたが、2項営業外費用に73万2,062円を流用しております。以上水道事業費用決算額合計で1億4,166万6,417円です。

191ページになります。（2）資本的収入及び支出であります。収入からご説明致します。1款資本的収入で1項他会計補助金に298万7,270円、2項工事負担金125万9,500円、3項補償金で3,750万8,120円。以上決算額合計で4,175万4,890円です。

続きまして支出になります。初めに訂正のお願いを致します。191ページ下段の表の右側の備考欄の仮払消費税の額が文字化けをしておりまして、見えなくなっております。正しくは、539万4,749円でございます。もう一度言います。539万4,749円でございます。尚、タブレットの方は正しく表示されております。大変申し訳ございませんでした。

それでは、1款資本的支出で1項建設改良費5,934万2,250円。2項企業債償還金1,329万815円。以上決算額合計7,263万3,065円です。

尚、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,087万8,175円は当年度分消費税及び地方消費税調整額168万2,420円。減債基金1,329万815円。過年度損益勘定留保資金1,590万4,940円で補填致しました。

次に192ページをお開き下さい。令和4年度知内町水道事業損益計算書であります。1の営業収益から、2の営業費用を差し引いた営業損失が2,529万6,427円であります。また3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額が2,015万2,811円です。経常損失が、514万3,616円であります。当年度純損失が514万6,663円。前年度繰越利益剰余金が2,686万9,918円。その他未処分利益剰余金変動額1,329万815円です。最後に当年度未処分利益剰余金3,501万4,070円であります。

次に193ページ剰余金計算書の説明は省略させていただき、194ページの令和4年度知内町水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明致します。当年度末の未処分利益剰余金が3,501万4,070円であります。未処分利益剰余金については、令和2年度までは、減債基金積立金及び建設改良積立金に積立しておりましたが、近年の水道本管の破損事故が多発していることにより、多額の費用を要しており、今後も配水管及び各施設における老朽化に伴い多額の費用が発生する事が懸念されておりますので、単年度会計には余裕が無く、緊急時に対応すべく費用として基金には積み立てず剰余金として残したいと考えております。この剰余金処分計算書(案)は議決事項となっておりますので、議決頂きますよう、よろしくお願い致します。

続きまして、令和4年度知内町水道事業貸借対照表であります。195ページをご覧ください。資産の部をご説明致します。資産の部、1の固定資産と2の流動資産の資産合計15億8,944万3,561円であります。

196ページ、負債の部であります。3の固定負債から5の繰延収益までの負債合計が7億1,837万8,304円であります。

続きまして、資本の部であります。197ページをご覧ください。6の資本金で資本金合計5億1,136万2,426円あります。7の剰余金は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を合わせまして3億5,970万2,831円あります。剰余金と資本金を合わせた資本合計が8億7,106万5,257円あります。負債と資本を合わせた負債資本合計が15億8,944万3,561円あります。

続きまして、198ページ、令和4年度知内町水道事業キャッシュ・フロー計算書であります。1の業務活動によるキャッシュフローは、当年度純利益から支払利息等支払額までの合計で4,773万2,061円です。2の投資活動によるキャッシュフローは、建設改良費から投資活動による資産の増減までの合計でマイナス4,816万731円です。3の財務活動によるキャッシュフローは、企業債の償還分でマイナス1,329万815円あります。1の業務活動によるキャッシュフローから3の財務活動によるキャッシュフローの合計である資金増加額が1,371万9,485円で、資金期末残高が4億2,016万9,216円あります。

なお、199ページの注記から215ページの固定資産明細書までの説明を省略させていただきます。

続きまして、令和4年度主要施策・事業等を説明させていただきます。説明資料の12ページであります。

ナンバー134、1目浄水施設改良費で老朽化した知内浄水場の電気設備更新工事を602万8千円で実施。

ナンバー136、2目配水設備改良費で中の川橋架替水道管布設工事を4,092万円で行っております。

以上で水道会計決算の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 委員長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから収入支出一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

数字的にお尋ねします。190ページに収益的収入及び支出の総計が出ております。その数字と192ページの損益計算書の数字、或いは209ページの費用の明細と比べてみますと、例えば190ページの第1款水道事業収益、合計で1億3,842万5,171円になりますが、209ページの収益の合計1億2,795万4千円という数字でちょっと違うんですね。費用も同じことです。190ページの水道事業費用の総計と損益計算書或いは210ページにあります水道事業の総計違ってるんですが、どうしてこうなるのかお尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

上下水道事務係長。

◎ 上下水道事務係長（保大木翔）

ご説明致します。まず190ページ、令和4年度知内町水道事業決算報告書、こちらの支出に関しましては、税込額で記載してあります。209ページの明細書の方になるんですけどもこちらについては税抜金額で記載しております。この明細書の中にも賦課税だったり、非課税の項目もありますので、単純に消費税率を掛けたからといって、先程の決算書の数字にはならないというものがございます。以上になります。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

先程監査意見の中でですね、税抜きって書いてありましたが、これは違います税込みですよという訂正がありました。監査意見の3ページ目の収益的収入及び支出の部分ですね、収益で1億2,795万4千円、これは税込みですよという説明で理解したんですけども、或いは支出の部分の1億3,310万円、これも税込みですよと説明を受けたんですけども、210ページ或いは209ページ出された数字、税込みって私は理解しているんですが、今の係長の説明ですと、こっちは今210ページ後ろの後段にある部分は税抜きだと言うことですが、そして190ページは税込みですよということですが、ちょっと先程の監査委員さんの税込みのとは違うんですが、どうしてなのかももう一度お尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。先程監査委員さんが読み上げた数字は、税込みの数字を読み上げまして、審査意見書に書いてある数字は税抜きだということになっております。記載は審査意見書に書いてある数字は税抜きの価格だったんですけども、実際読み上げたのが税込価格を読み上げたという訂正でございました。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

ちょっとまだ整理私はずきませんけれども、また後でこの監査意見の部分きちんと訂正して書類で出して頂ければ理解出来ると思います。

それでは190ページのこれは税込みの計算でしたということですね。そうすると税込みで計算するとマイナス324万円ってことですね。簡単に言うと収入から支出さつ引くとマイナス324万1,246円になります。それを税抜きで計算すると、今年度の赤字は570万円となりますということですね。どうして税込みでも税抜きでもこういうふうに違うんですか。決算書ですよ。税込みで計算しようが税抜きで計算しようが、最終的には当期の利益金というのは同じにならなきゃならないんですけども、何故違うのかお尋ねします。

◎ 委員長 (谷口康之)

暫時休憩致します。

休憩を取り消しまして再開致します。

◎ 委員長 (谷口康之)

上下水道事務係長。

◎ 上下水道事務係長 (保大木 翔)

ご説明致します。ご質問が190ページの決算報告書の決算額の収入の額と支出の額、決算額、こちらの差が3百某になるということと、この差額の203ページの収益的収入及び支出の当年度純利益とありますが、マイナス表示当年度純損失なんですけど514万6,663円、こちらに差が有るのはなんですかと言うようなご質問だと思うんですけども、190ページの決算報告書には、予算対象外の支出となるような消費税だったり、その他の科目も含まれていますので、そのような差がうまれるということになります。以上になります。

◎ 委員長 (谷口康之)

10番、伊藤委員。

◎ 10番 (伊藤政博)

じゃあ今年の水道事業会計の最終的な決算は、マイナスは間違えないんですけど、いくらなんです。どれを見れば分かるんですか。

◎ 委員長 (谷口康之)

上下水道事務係長。

◎ 上下水道事務係長 (保大木 翔)

単年度の純損失の額になりますので、203ページの当年度純利益の部分514万6,663円が単年度で見た場合の損失というふうになります。

◎ 委員長 (谷口康之)

10番、伊藤委員。

◎ 10番 (伊藤政博)

192ページの損益計算書に出てる数字が赤字ということですね。そうすると、まだ理解できないんですけども、190ページの備考の欄に仮受消費税、仮払消費税の金額出てます。このへんを計算すると、このマイナス324万円が最終的にマイナス5百何万円になるのかなというふうに想像するんですけど、そういう計算で出てくるんですか。こういう決算の仕方非常に混乱するし、私達基本的な知識が無ければ、こっちでマイナス300万円、損益計算書見たら500万円っていう、これなんか統一できませんかね。表記の仕方として。何を意味してこういう190ページのような書き方をするのか、損益計算書や或いは貸借対照表は、理解できるんですけど、その辺お知らせ下さい。

◎ 委員長（谷口康之）

上下水道事務係長。

◎ 上下水道事務係長（保大木 翔）

ご説明致します。190ページの決算報告書についてなんですけれども、こちらの公営企業会計の事業決算報告書としての様式には添って作っております。今ご指摘頂いた通り、分かりやすいような表記が出来ないかどうかという所も今後検討して、資料作成していきたいというふうに考えております。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

この件については、私も少し勉強させて頂きますけども、過去にもこんな事は無かったような気がするんですね。かなり昔ですよ、やはり消費税云々ということで、説明でいろいろやり取りした経過あります。そこでかなり水道会計見やすく直して頂いた経過があるんですが、それはさておきですね、何れにしてもその辺の表記の仕方、もう1回私も勉強したいと思えますし、もう少し分かりやすい形式にしてもらえたらなと思えます。何れにしても今年500万円の赤字です。要因として三洋食品、それから北電さんの予定よりも4百数十万円使用料が少なかったと、4百数十万円予定通り入ったとしても100万円位の赤字になるわけですね。何年か前から、これからどんどん人口が減ってくし、水道事業の収益っていうのは減っていくだろうと、一方では経費は増えていくと、こういうことで将来的には赤字になる可能性は十分有るんだということでした。そして何年か前にそういう水道の長期ビジョンの中では、確かに赤字にはなるけど今までも積立金あるから料金をあげないで何とか熟していけるというふうな想定で長期水道の長期ビジョン説明してもらったと思いますが、現実的な赤字になると本当に大丈夫かなという気がするんですね。簡単に言うと水道料金の値上げが将来的に可能性が有るのかお尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

副町長。

◎ 副町長（大野 樹）

私の方から説明させてもらいます。監査委員さんの意見にもありましたけれども、人事異動に伴う人件費の増というのがありまして、途中で1人増員しています。それから課長の人件費もここで見ているということで、令和5年度に課長の人件費を一般会計の方にもっていていますので、今年度については、今のところ順調にいけば人件費の方の整理がついていきますので、プラスになるのかなということになると思います。従って今言われているように修繕費が相当出てきています。そういうことも含めてですね、今現在手持ち資金4億5千万円位有るんですけども、今のところ当分の間は大丈夫かなと思っていますけども、料金改定についてはですね。そういうことでもう少し様子を見ながら検討していきたいということで考えています。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤委員。

◎ 10番（伊藤政博）

長期ビジョンの時も説明して頂きましたけれども、減債基金ですとか或いは修繕の積立金もあるようでありますので、そういうことで、耐用年数夜の1.5倍ぐらいのペースで直し

ていくとなんとかなるだろうということでもあります。そういうことで各地です、水道管破裂して大変な状態やよく道路が陥没したとかニュースになっています。ほんとに知内も古い管かなり有るようでもありますので、そういうことの無いように日頃メンテナンスに気を付けながらですね、やって頂きたいと思います。ほんとに水道料金今までずっと管内でも一番安いと自慢した町ですから、それが崩されないように検討されることご期待申しあげます。

◎ 委員長（谷口康之）

あとございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第7号、令和4年度知内町水道事業特別会計剰余金の処分及び決算認定については、認定すべきものと決定しました。

● 閉会宣言

◎ 委員長（谷口康之）

これで本委員会に付託された案件は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

令和4年度知内町各会計決算審査特別委員会を閉会致します。

委員の皆様には、熱心なご審議をいただき、また格別なご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

なお、この後、議員控室において、審査意見の取りまとめを行いますので、委員の皆様はよろしくお願ひ致します。

どうもありがとうございました。

（ 閉会 午後 3時53分 ）